

# 基本計画(前期)

## 序章

### 1 計画の趣旨

#### (1) 計画の目的

この計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための根幹的な施策とその内容を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

#### (2) 計画の期間

この計画の期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

#### (3) 計画の構成

この計画は、基本構想で示された施策の大綱ごとに、「市民・事業者・行政の責務」、「みんなでめざそう値（目標指標）」、「施策の柱」を示しています。

また、施策の柱ごとに、「施策の目的」、「現状と課題」、「施策の方向」、「協働のまちづくり」で構成しています。

#### (4) みんなでめざそう値（目標指標）

この計画では、「施策の柱」単位で可能な限り成果指標として代表的なものを「みんなでめざそう値（目標指標）」として設定しています。ここでは前期 5 年時点（平成 25 年度末）と総合計画の目標年次時点（平成 30 年度末）についての目標を設定し、市民・事業者・行政が協力しながら目指す水準と計画期間中の達成状況を測るためのものとしています。

#### (5) 重点プロジェクト

この計画を推進するにあたり、今後、本市が解決すべき課題に対応し、縦割りではなく分野横断的な観点から設定するもので、市民・事業者・行政が一体となって取り組むためのまちづくりの方向性を示します。

## 2 重点プロジェクト

基本構想に定めるまちの将来像である「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を実現するため、島田市・川根町まちづくり計画の重点プロジェクトを基本に、次のとおり重点的に取り組むべき戦略的テーマを設定しています。

また、行政の縦割りではなく分野横断的な観点に立ち、効果的、計画的にまちづくりを進めます。

### 空港と大井川の活用プロジェクト

#### まちの魅力の向上と情報発信（シティプロモーション）の推進プロジェクト

#### 心身ともに健康な人づくりプロジェクト

#### 元気なまち推進プロジェクト

## 空港と大井川の活用プロジェクト

### 空港の開港インパクトを活かした産業交流拠点づくり

富士山静岡空港の開港インパクトを地域の活力につなげるため、空港周辺や、新東名高速道路（仮称）金谷インターチェンジ周辺、東名高速道路吉田インターチェンジ周辺は、交通拠点機能を活かした将来の発展に向けての産業交流拠点の形成が可能な区域として、土地利用上の環境整備を行います。また、空港周辺地域には、多目的産業展示施設の誘致を進めます。

大井川が育んだ流域文化や既存の観光資源等を官民協働のもと連携・活用し、空港利用者が滞在・周遊できるような環境づくりを進めます。

（主な施策の方向）

- ・ 交通拠点化を活かす周辺基盤整備（1 - 1 - 1<sup>注</sup>）
- ・ 新たな交流拠点の形成（1 - 1 - 2）

注：第1章1の「施策の方向」1を示します。（以下同様）

### 企業・研究機関等の誘致

大井川の豊かな自然や水資源をベースに、企業、宿泊施設、空港関連教育機関、研究機関などの誘致や新たな産業の創造に組織的に取り組み、雇用の充実

を図ります。

(主な施策の方向)

- ・ 誘致に向けての情報発信 ( 1 - 1 - 4 )
- ・ 企業立地基盤の整備 ( 3 - 2 - 2 )
- ・ 空港や高速交通機能を活かした基盤整備 ( 3 - 2 - 3 )

### 高速交通拠点のネットワークづくり

富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路などの各高速交通拠点へのアクセス機能を強化します。

また、近くて遠いという大井川両岸に住む住民の距離感を払拭できるよう、基幹道路の整備や大井川への新たな架橋を推進します

(主な施策の方向)

- ・ 広域幹線道路の整備促進 ( 1 - 2 - 1 )
- ・ 幹線道路の整備促進 ( 1 - 2 - 2 )

### スポーツ・文化の交流拠点の形成

スポーツによる交流を一層活発化させるため、マラソンコース「リバティ」を活用した全国規模のマラソン大会やスポーツ合宿の誘致を図るとともに、大井川の豊かな自然環境を活かした新たな分野のスポーツ・文化合宿を誘致し、全国・世界との交流をさらに促進します。

(主な施策の方向)

- ・ スポーツのまちづくり ( 1 - 1 - 5 )
- ・ スポーツ施設の整備促進 ( 6 - 4 - 3 )
- ・ スポーツ・文化交流の促進 ( 7 - 4 - 3 )

## まちの魅力の向上と情報発信(シティプロモーション)の推進プロジェクト

### まちの魅力の向上と情報発信(シティプロモーション)の体制づくり

「島田市を全国ブランドに！」を基本的な目標とし、市民・事業者・行政が一体となった推進体制を構築し、大井川、大井川鐵道のS L、島田大祭(帯ま

つり)をはじめとする「祭り」、「茶」など多様な資源を全国あるいは世界に向けて積極的かつ効果的に情報発信します。

(主な施策の方向)

- ・ クロスメディアの推進(1-7-6)
- ・ 観光情報の発信(3-4-4)

### **茶のブランド化と地域文化との一体的発信**

茶業の経営体質の強化と茶の消費拡大を図りながら、島田茶・金谷茶・川根茶の一層のブランド化を推進するとともに、新たに観光、産業、医療、教育分野のほか、大学や研究機関など、民・産・学・官が連携した体制づくりを進め、茶に秘められたあらゆる可能性を研究します。

また、蓬莱橋、川越遺跡、旧東海道石畳、お茶の郷、志戸呂焼、川根温泉、田代の郷温泉などとのネットワーク化を図り、歴史と文化等を一体的に世界へ情報発信します。

(主な施策の方向)

- ・ 茶業の経営体質の強化(3-1-2)
- ・ 茶の消費拡大(3-1-3)
- ・ ブランド化の推進(3-1-6)
- ・ 茶文化の普及(6-5-5)

### **参加・体験型ツーリズムの里づくり**

都市と自然豊かな農山村がコンパクトにまとまった本市の良さを効果的に伝えるため、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの参加・体験型の交流事業を促進し、中山間地域の振興を図ります。

また、中山間地域におけるゆとりある生活を満喫するための環境整備を図りながら地域の魅力を積極的に情報発信し定住の促進につなげます。

(主な施策の方向)

- ・ 都市と農山村との交流の促進(1-1-6)
- ・ 農山村における交流人口の増加と定住の推進(3-1-8)
- ・ 新たな観光資源の発掘(3-4-5)

### **ロケ地島田のアピールと体制づくり**

大井川鐵道のS Lや駅、蓬莱橋、旧東海道石畳など、映画等の撮影舞台とな

る文化・自然・歴史資源・産業遺産を持つ本市の優位性をさらにアピールし、誘致活動を進めるとともに、その受入体制の強化を図ります。さらにロケの舞台となった地域の魅力を全国に情報発信して観光振興等、地域活性化につなげます。

(主な施策の方向)

- ・ 観光を支える人材の育成(3-4-1)
- ・ ロケ地島田の体制づくりの推進(3-4-2)
- ・ 観光情報の発信(3-4-4)再掲

## 心身ともに健康な人づくりプロジェクト

### 健康で心豊かな人づくり

市民の生活の中にスポーツに気軽に取り組む環境を整備するとともに、大井川によって育まれた流域文化や郷土の歴史等をベースに市民の学習・創作活動を支援することで、健康で心豊かな市民を育成し、学校教育や生涯学習を通して、子どもからお年寄りまで生涯を通じていきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

(主な施策の方向)

- ・ 高齢者の自立と社会参加の促進(4-3-2)
- ・ 健康長寿の推進(4-5-1)
- ・ 教育環境の充実(6-1-1)
- ・ 生涯学習の推進(6-2-1)
- ・ 生涯スポーツの普及・促進(6-4-1)
- ・ 障害者スポーツの支援(6-4-6)
- ・ 文化活動への支援(6-5-3)
- ・ 伝統行事の保存と継承の支援(6-6-2)

### 地産地消と食育の地域づくり

大井川に育まれた豊かで安全・安心な地元農産物の活用を促進するため、地域の農産物を地域で消費する地産地消を推進するとともに、家庭、学校、保育所、地域における食育の推進により、健康という観点から自ら食について考える力を持った人づくりを進めます。

(主な施策の方向)

- ・ 地産地消の推進 ( 3 - 1 - 7 )
- ・ 食育の推進 ( 4 - 5 - 3 )
- ・ 食育教育の充実 ( 6 - 1 - 2 )

### **スポーツや温泉を活用した健康づくり**

市民の交流と健康維持・増進や疾病の予防、さらには福祉の向上を図るため、大井川河川敷などのスポーツ施設や温泉施設などの健康増進施設を活用するとともに、医療と連携した「健康づくりプログラム」を展開する環境整備を目指します。

(主な施策の方向)

- ・ 茶や温泉等を活用した取組 ( 4 - 5 - 5 )
- ・ 総合型地域スポーツクラブの創設 ( 6 - 4 - 2 )
- ・ スポーツ施設の整備促進 ( 6 - 4 - 3 ) 再掲

### **安心・安全・適切な医療サービスの提供と地域福祉の推進**

安心、安全でかつ適切な医療サービスを提供するため、大井川流域の基幹的医療機関として市民の健康を守る病院施設を医療の高度化、専門化に努めながら整備します。また、地域医療と連携して健康管理に関する市民意識の向上を図りながら、保健福祉機能の充実や人材育成に努めます。

また、地域福祉の推進のため、生活の拠点である地域の中で、他人を思いやり、お互いをささえ助け合い、だれもがその人らしく、安心して充実した生活を送れるよう、相談や支援体制を整備します。

(主な施策の方向)

- ・ 相談及び支援体制の整備 ( 4 - 1 - 1 )
- ・ 災害時要援護者に対する支援体制の確立 ( 4 - 1 - 2 )
- ・ だれもが自分らしく暮らせる仕組みづくり ( 4 - 4 - 1 )
- ・ すべての人が安心して暮らせる環境の整備 ( 4 - 4 - 2 )
- ・ 地域医療連携の強化 ( 4 - 6 - 1 )
- ・ 市民病院の機能充実 ( 4 - 6 - 4 )
- ・ 公共施設の整備と適正配置 ( 7 - 3 - 1 )

## 元気なまち推進プロジェクト

### 中山間地域振興策の推進

中山間地域における活力の再生と地域振興を図るため、過疎・辺地対策の充実を図りながら、地域コミュニティへの支援などの人づくりや地域資源を活かした産業づくりに取り組み、高齢者福祉施策の推進や生活支援サービス等の促進も含め、これからも安心して住み続けられる地域づくりに、市民と一体となって、総合的に取り組みます。

また、居住環境や遊休農地に関する情報を収集・発信することにより、都市部からの移住を促進します。

(主な施策の方向)

- ・ 都市と農山村との交流の促進(1-1-6)再掲
- ・ 中山間地域の定住化の促進(1-4-2)
- ・ 情報通信ネットワークの充実(1-7-1)
- ・ 農山村における交流人口の増加と定住の推進(3-1-8)再掲
- ・ 高齢者の自立と社会参加の促進(4-3-2)再掲
- ・ まちづくりを担う人材の育成(7-1-2)

### 森林の保全と活用

森林資源の保全と活用を図るため、森林の団地化や低コスト林業等に取り組む事業者を支援するなど、生産性の高い林業を目指すとともに、大井川産材を利用した住宅建築を促進します。

また、地球温暖化、国土保全や水源かん養など多面的機能を持つ森林を市民が支えるシステムを検討するとともに、みどり豊かなふれあい・交流の場づくりを進めます。

(主な施策の方向)

- ・ 生産性の高い林業の実現(3-1-11)
- ・ 消費動向を踏まえた大井川産材の安定供給(3-1-12)
- ・ 森林の保全(3-3-13)
- ・ 地球温暖化防止活動の推進(5-1-2)
- ・ 農地、森林の保全と多面的な機能の活用(5-3-2)

### **中心市街地の活性化**

中心市街地の活性化を図るため、質の高い生活空間の形成、大規模商業施設跡地の有効利用、魅力ある個店づくり等を進めるとともに、市街地内における公共交通機関の充実を図る中で、環境への負荷の少ない、歩いて暮らすことのできるまちづくりを進めます。

(主な施策の方向)

- ・ 中心市街地における再開発への支援 ( 1 - 4 - 6 )
- ・ 中心市街地の活性化 ( 3 - 3 - 4 )

### **安全・安心の体制づくり**

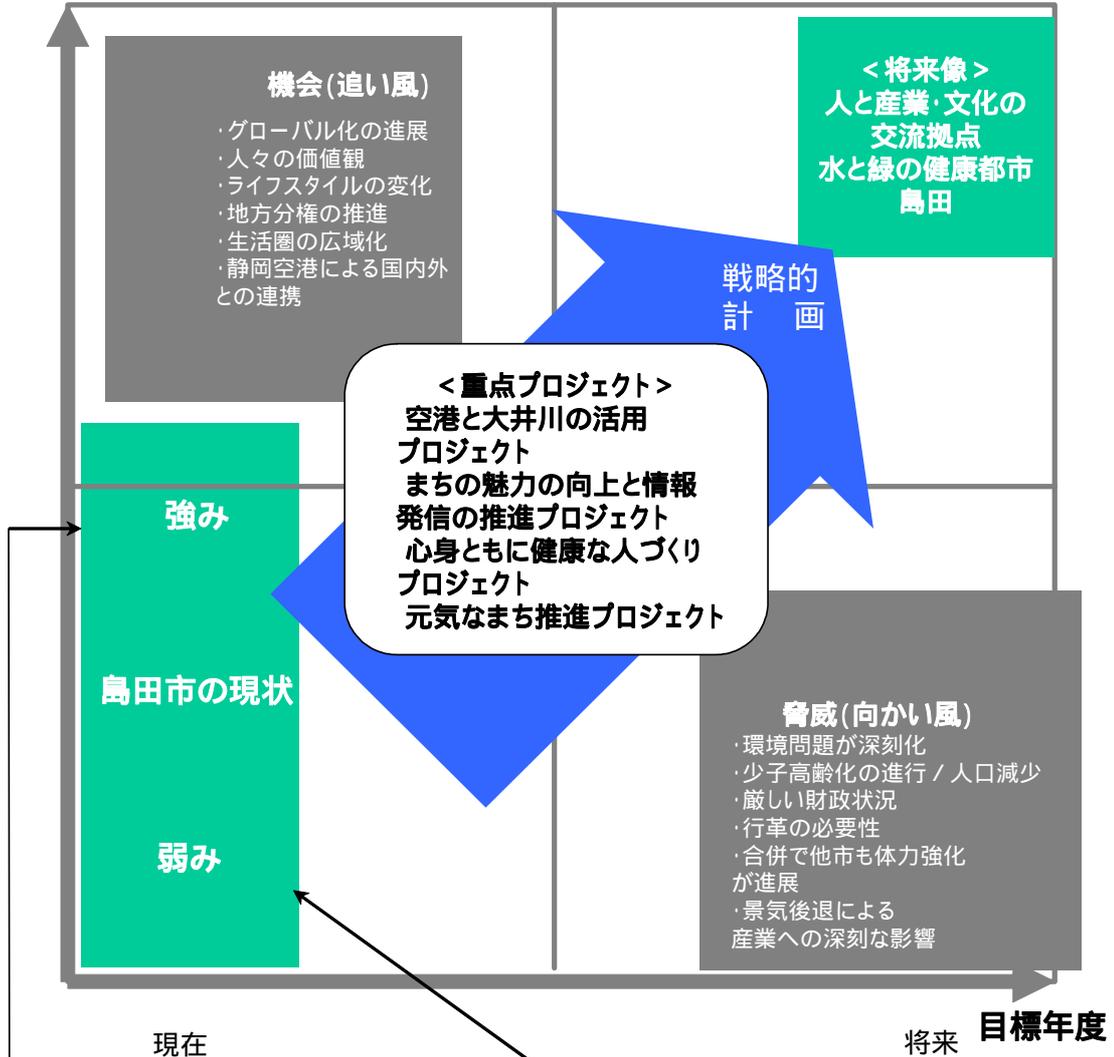
都市の健全な発展を支えるため、自主防災会と連携しながら地域の防災力を高めていくとともに、消防体制や地域の防犯体制を整備します。

(主な施策の方向)

- ・ 地域防災力の強化 ( 2 - 1 - 2 )
- ・ 消防組織体制の整備 ( 2 - 3 - 1 )
- ・ 消防団機能の強化 ( 2 - 3 - 9 )
- ・ 防犯組織の育成強化 ( 2 - 4 - 2 )

# SWOT分析と施策(重点プロジェクト)の関係図

市民満足度



**機会(追い風)**

- ・グローバル化の進展
- ・人々の価値観
- ・ライフスタイルの変化
- ・地方分権の推進
- ・生活圏の広域化
- ・静岡空港による国内外との連携

**<将来像>**  
 人と産業・文化の  
 交流拠点  
 水と緑の健康都市  
 島田

**<重点プロジェクト>**  
 空港と大井川の活用  
 プロジェクト  
 まちの魅力の向上と情報  
 発信の推進プロジェクト  
 心身ともに健康な人づくり  
 プロジェクト  
 元気なまち推進プロジェクト

**強み**

島田市の現状

**弱み**

**脅威(向かい風)**

- ・環境問題が深刻化
- ・少子高齢化の進行 / 人口減少
- ・厳しい財政状況
- ・行革の必要性
- ・合併で他市も体力強化が進展
- ・景気後退による産業への深刻な影響

**<島田市の強み>**

- ・富士山静岡空港や新東名高速道路により日本でも有数の交通結節点
- ・大井川の豊かな自然と豊富な水資源
- ・日本有数の茶の産地
- ・茶や材木等の資源を活かした多数の優良企業が立地
- ・中心市街地の整備が進展 / 商圏人口の拡大
- ・知名度の高いISL、多彩な歴史遺産、イベント
- ・大井川緑地・川根温泉などの優良な健康増進施設
- ・環境基本計画、男女共同参画宣言など市民協働で推進
- ・建設事業の推進による地域活性化

**<島田市の弱み>**

- ・地域間の基盤整備に差
- ・大井川に分断された地形 / 橋の交通渋滞
- ・農林業の後継者不足 / 中山間地域の過疎化
- ・製造業事業所数の減少
- ・商店数の減少
- ・観光交流客数の減少 / 宿泊施設が少ない
- ・建設事業費による財政負担への影響
- ・全国に向けたPR、情報発信の一層の必要性

### 3 適正な土地利用の推進

#### 現状と課題

本市は日本の国土の中央で、大井川の中下流域に位置し、静岡県における志太・榛原地域の中核的な都市です。

市域は、東西約 23 k m、南北約 31 k m で、市域面積は 315.88 k m<sup>2</sup> となっており、静岡県全体面積の約 4.1% を占めています。

北部は山地が多く、南部は大井川によって形成された扇状地及び牧之原台地からなっています。また、市域の総面積の約 3 分の 2 が森林であり、豊かな自然に恵まれています。

全国的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進行の中で、全体としては市街化圧力が弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通されていますが、本市においては、今後も富士山静岡空港や新東名高速道路などの広域的な交通基盤の整備に伴う土地需要が見込まれます。

このような状況の中で、一部の市街地周辺の地域では人口の増加が予想される一方で、中心市街地の空洞化や中山間地の過疎化といった問題が顕在化することが懸念されます。

また、交通基盤の整備に対応した新たな土地利用が見込まれるとともに、市街地の郊外への無秩序な拡散や、遊休農地などの低・未利用地の増加などにより、土地利用効率の低下なども懸念されます。

さらに、市民意識調査でも、豊かな自然環境や優良農地の保全とともに、交通利便性等を活かした沿道サービス施設の立地や工業団地の整備等が期待され、秩序ある土地利用の誘導が求められています。

このようなことから、今後も効率的な土地利用の促進や土地需要の調整などの観点から引き続き土地の有効利用を図る必要があります。

#### 地域類型別の土地利用の基本方向

##### (1) 北部森林ゾーン

市北部の山間部一帯は、「北部森林ゾーン」として位置づけ、人と自然との共生を目指し、森林、農用地、河川などの自然環境や水資源の保全に努めるとともに、自然が持つ多面的な機能に着目し、自然とのふれあいの場や教育の場としての活用に努めます。

##### (2) 川根市街地ゾーン

川根地域の市街地部は、「川根市街地ゾーン」として位置づけ、うるおい

のある居住環境の形成を目指し、生活基盤施設や公共公益施設の充実と自然や歴史、温泉等の地域資源を活用した市街地の形成に努めます。

### **(3) 中心市街地ゾーン**

J R 島田駅を中心とする市街地一帯は「中心市街地ゾーン」として位置づけ、島田市の都市拠点の形成を目指し、商業機能、業務機能、行政機能、文化・娯楽機能、居住機能などの都市機能を集積させるとともに、島田市の玄関口として、にぎわい空間の創出に努めます。

### **(4) 中心市街地近郊ゾーン**

中心市街地の周辺部及び J R 六合駅周辺部は、「中心市街地近郊ゾーン」として位置づけ、快適な居住環境の形成を目指し、中心市街地の機能を補完しつつ都市機能や生活関連施設の充実を図り、さらに産業機能との調和を図ることにより、快適な市街地の形成に努めます。

### **(5) 金谷市街地ゾーン**

金谷地域の市街地部は、「金谷市街地ゾーン」として位置づけ、快適な居住環境の形成と多彩な産業の集積を目指し、既成市街地を中心として都市機能や生活関連施設の充実を図るとともに、恵まれた交通条件を活かした産業集積を進めます。また当ゾーンの北部は農業振興地域であり、多くの農用地が存在することから、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

### **(6) 初倉市街地ゾーン**

初倉地域の市街地部は「初倉市街地ゾーン」として位置づけ、田園豊かな市街地の形成を目指し、既成市街地を中心として都市機能や生活関連施設の充実を図るとともに、広域交通の結節点を活かした産業集積を進めます。また、当ゾーンの大半は農業振興地域であり、多くの農用地が存在することから、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

### **(7) 空港周辺ゾーン**

富士山静岡空港周辺部は、「空港周辺ゾーン」として位置づけ、豊かな自然環境や農業と都市的土地利用が調和した臨空地域の形成を目指し、自然環境の保全・復元や農業生産基盤の整備・保全を図るとともに、多目的産業展示施設や商業、物流施設等の集積を図り、自然環境と調和した土地利用の形成に努めます。

## (8) 集落ゾーン

島田・金谷地域の市街地周辺の集落部は、「集落ゾーン」として位置づけ、豊かな自然環境と調和した農村集落機能の充実を目指し、里山や茶畑、谷田などの地域資源を保全しつつ、生活関連施設の充実や農業生産基盤の整備・保全を図り、ふるさと空間の創出に努めます。

各ゾーンについては、35 ページの図を参照してください。



# 第1章 都市生活基盤が充実し、ひとやもの、 情報が活発に交流するまち

- 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
- 2 総合的な道路網の整備
- 3 公共交通基盤の整備
- 4 住環境の整備
- 5 公園緑地の整備
- 6 魅力ある景観の保全
- 7 地域情報化と電子自治体の推進

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、快適な居住空間づくりに主体的に取り組むため、地域コミュニティへの意識を高めるとともに、景観の維持や緑化についての関心を持ち、これらに配慮して行動します。また、多くの人を訪れ、滞在したくなるような「おもてなしの心」あふれるまちづくりに取り組みます。

### 事業者の責務

事業者は、行政との連携や市民との協力のもと、ともに都市生活基盤が充実した快適な空間の形成に努めます。

### 行政の責務

行政は、今後の社会変化に対応し、計画の策定とこれに基づく事業などを通して、都市生活基盤や交流基盤の整備・促進を図るとともに、規制誘導などを通して快適で暮らしやすい空間の形成を図ります。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
都市計画道路（幹線道路）整備率 （（改良済＋概成済）／総延長×100）	67.9%	86%	90%
コミュニティバスの利用者数	394,770人	460,000人	478,400人
河川愛護団体数	15団体	18団体	20団体
ポケットパークの整備箇所数	3箇所	7箇所	12箇所
都市公園の整備面積	89.1ha	92ha	93ha
公園愛護会団体数	43団体	53団体	58団体
地区計画等により景観形成に取り組んでいる地区の数	9地区	11地区	13地区
市ホームページのアクセス数	41万件	62万件	82万件

## 1 - 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成

### 施策の目的

高速交通機関を活用したまちづくりを進め、ひと・ものの交流拠点となる“新”宿場町の形成を目指します。

### 現状と課題

本市には平成 21 年開港の富士山静岡空港をはじめ、東名高速道路、国道 1 号バイパス、ＪＲ東海道本線などの交通網が整備され、今後、新東名高速道路が開通することにより、高速交通機関がますます充実します。

一方、本市の平地の多くは古くからの農業地帯であることから農業振興地域に指定されている箇所が多く、開発型プロジェクトなどの都市的土地利用との調整が難しく、富士山静岡空港開港に至る今日まで、空港や新東名高速道路を活用した施策の展開が遅れている現状にあります。

市の中心市街地は土地区画整理事業が完了したばかりであり、新たに都市的土地利用が可能な地域はほとんどないことから、空港周辺や新東名高速道路(仮称)金谷インターチェンジ周辺、東名高速道路吉田インターチェンジ周辺を、新たに都市的土地利用が可能な区域として、土地利用上の環境整備を行い、本市発展のための物流・交流拠点を形成していくことが求められます。

また、観光資源等を活用し、空港利用者の交流・滞留を可能にする体制づくりに取り組む必要があります。

こうした事業の展開と併せて企業誘致を促進する中で、交流・定住人口の増加を図り、本市を訪れた人々に対するおもてなしも向上させながら、中心市街地を“新”宿場町として再生し、バランスのとれたまちづくりを進めます。

## 施策の方向

- 1 交通拠点化を活かす周辺基盤整備（重点プロジェクト関連）

空港周辺地域及び新東名高速道路（仮称）金谷インターチェンジ周辺地域の基盤整備を行い、広域交流機能の一層の向上を目指します。また、富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路などの各高速交通拠点へのアクセス機能の強化を進めます。東海道新幹線静岡空港駅の設置については、県及び関係周辺市町と歩調を合わせ実現に向けて努力します。
- 2 新たな交流拠点の形成（重点プロジェクト関連）

企業、多目的産業展示施設、空港関連教育機関、研究機関などの誘致や商業施設、宿泊施設などの進出を誘導する環境整備を行うことにより、市発展の交流拠点形成を図ります。
- 3 宿泊機能の強化  
市へ人が訪れ、滞在したくなるような、おもてなしの心あふれるまちづくりに市民とともに取り組むとともに、宿泊機能の強化に向けて取組を進めます。
- 4 誘致に向けての情報発信（重点プロジェクト関連）

大井川の水や観光資源、特産品、物流機能、企業立地など、本市の優位性を積極的に情報発信して、人や産業の誘致を促進します。
- 5 スポーツのまちづくり（重点プロジェクト関連）

富士山静岡空港の開港等、交通拠点としての利便性を活かし、大井川マラソンコース「リバティ」や野球場など市内のスポーツ施設を活用したスポーツ合宿の誘致や、各種スポーツの全国大会を開催する等スポーツを中心としたまちづくりを推進し、全国に情報発信します。
- 6 都市と農山村との交流の促進（重点プロジェクト関連）

豊かな自然環境(大井川、山林等)・景観、産業(農業、林業等)、歴史・文化など、中山間地域に特有な地域資源を活用したグリーンツーリズム等の実施により、都市住民との交流を促進します。

## 協働のまちづくり

様々な施策における交流の場の創出については、市民との協働により、具体的なアイデアを取り入れて推進します。

## 1 - 2 総合的な道路網の整備

### 施策の目的

市民の便利な暮らしと地域経済の活力を支える総合的な道路網を整備し、ひとやものが活発に交流する地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

本市の地形は南北に長く、市域の約3分の2を占める北部の山間地と南部の牧之原台地及び一級河川大井川の扇状地により成り立っています。そのため、大井川により市域が分断され、円滑な交通ネットワークの障害となっています。

本市は、国道1号及び同バイパスや東名高速道路などの国土軸である広域幹線道路が横断しており、東西方向交通軸上の交通機能都市として大きな役割を果たしています。

幹線道路については、これら国土軸である広域幹線道路を中心に体系づけられています。地形的な制約から南北方向軸を形成する幹線道路が十分とはいえません。

今後、富士山静岡空港が開港することで御前崎港、東名高速道路、新東名高速道路等と連携した、日本の中でも有数な交通結節点が形成され、県内各地と国内外が直結する静岡県の新たな玄関口としての役割が期待されています。

そのため、このような交通結節点としての機能をより高め、広域交通基盤を活かした施策の展開を確実にするため、市街地と富士山静岡空港を結ぶ新たな架橋の推進など、総合的にアクセス機能を強化する必要があります。

また、広域幹線道路と生活道路をつなぐ幹線道路については、厳しい財政状況の中で、市域内の未整備路線の全てを整備することが難しいことから、優先順位を定めた道路整備プログラムに基づき計画的・効果的に整備する必要があります。

通勤・通学・買物など市民生活に密着する生活道路は、市道延長1,102.8kmのうち53.2%は幅員3.5m未満の道路であり、26.7%が未舗装の状況にあることから、市民が安全で安心して利用ができるよう歩行者や自転車利用者などの交通弱者の立場に立った道路の整備をしていく必要があります。

さらに、市道の新設・改良・舗装・橋りょうの整備などの新たな整備と同様に、既設の道路施設の維持管理及び橋りょうの老朽化対策や耐震対策についても計画的に進める必要があります。

## 施策の方向

### 1 広域幹線道路の整備促進（重点プロジェクト関連）

交通利便性の向上や都市の活性化にとって重要な新東名高速道路、国道 1 号バイパスなどの国土骨格幹線をはじめ、金谷御前崎連絡道路、主要地方道島田吉田線バイパスなどの広域幹線道路の整備を促進するとともに、市街地と富士山静岡空港を結ぶ新たな架橋を推進します。

### 2 幹線道路の整備促進（重点プロジェクト関連）

広域幹線道路と地域内幹線道路との連携を強化するよう総合的な道路ネットワークづくりを計画的に進めます。

特に、富士山静岡空港等の広域交通拠点間を結ぶ機能を強化し、広域交通基盤を活かした施策の展開を確実にします。また、幹線道路と生活道路を結ぶ補助的な幹線道路も計画的に整備します。

### 3 生活道路の整備促進

通勤・通学・買物など市民生活に密着する生活道路については、地域内の利便性を高めるとともに、段差緩和、無電柱化等のユニバーサルデザインの視点を取り入れ、円滑で安全・安心な交通体系の形成を目指し整備を推進します。

### 4 既設道路の計画的な維持管理

既設道路の維持管理については、計画的に進め、安全の確保と交通の円滑化を図ります。

## 協働のまちづくり

幹線道路を整備する場合は、計画の策定過程に市民意見の聴取や市民による検討の機会を設け、市民との協働により、具体的な整備計画を策定します。

### 1 - 3 公共交通基盤の整備

#### 施策の目的

交通空白地域が解消され、通勤・通学、買物や通院などの利便性がより一層高まることを目指します。

#### 現状と課題

本市の公共交通は、JR東海道本線をはじめ、大井川鐵道や民間のバス路線及び市が運営する自主運行バス路線などで構成されています。民間の路線バス事業は利用者が減少し、採算悪化から市の赤字補てんが増加するとともに、路線からの退出が進んでいます。

平成19年度をもって中部国道線が退出したほか、金谷島田病院線が赤字補てん対象路線となり、平成20年度をもって島田市内線及び島田学園線が退出する計画となっています。

こうしたことから、市は平成15年度の伊久身線・相賀線を始めとしてコミュニティバス路線の開設を進め、金谷地域の3路線、川根地域の5路線が加わり、現在13路線を運行し、市民の生活交通を確保しています。

また、平成20年度から直営で川根・川口間のワンボックスカーの試行運行を開始したほか、平成21年度からは田代の郷温泉線、コミュニティタクシーの島田駅東線と六合北線の運行を行う予定です。

平成19年度のコミュニティバスの延利用者数は394,770人となっており、利用者が増えた路線もありますが、川根地域については減少傾向が続いています。少子化による通学需要の減少により、今後の利用者数の大幅な伸びを見込むことはできませんが、社会の高齢化や核家族化が進行していくことから、高齢者の通院や買物などのための交通手段を確保していく必要があります。

課題としては、バス運行に要する経費が全体的に増大していることから、市の財政負担が大きくなってきていることが挙げられます。

また、大井川鐵道については、観光だけでなく、沿線住民の地域公共交通を維持するために、存続に対する協力を沿線地域の振興と合わせ検討する必要があります。

持続可能な生活交通路線確保の観点から、限られた財源等の中で、市民が利用しやすい、効率的な運行体系の構築が求められています。

## 施策の方向

### 1 バス運行体系の全体的な見直し

市内各地に設定されているコミュニティバス路線については、より安価で財政負担の少ない市民が利用しやすい交通体系を構築するため、運行主体(バス事業者、タクシー事業者、社会福祉法人等)、運行車両(小型バス、ワンボックスカー、タクシー普通車両等)、運行方法(定時運行、オンデマンド方式等)、運賃のあり方等を、他の自治体の取組事例なども参考にして、バス運行体系を全体的に見直します。

### 2 連携ある路線の整備

バス路線の設定については、地域バランスや民間鉄道、民間バスなどの交通機関相互の接続に配慮し、市民ニーズなどを見極め、バス事業者、タクシー事業者及び鉄道事業者とも調整の上、連携のとれた路線の整備を目指します。

### 3 民間鉄道による公共交通の維持

大井川鐵道に対しては、地域公共交通の維持という観点から、鉄道利用促進の広報活動、各種イベントにおける利用促進及び交通機関相互の連携などにより、観光資源としての活用も含め地域振興に結びつく取組を推進します。

また、事業者が取り組むDMV(Dual Mode Vehicle:線路と道路の両方を走ることのできる自動車)などの調査研究については、観光や地域公共交通における利便性向上の観点から、必要な連携を図ります。

## 協働のまちづくり

市民が参画する「バス運行体系を見直すための検討会議」を設置し、市民の意見を施策に反映させるよう努めるとともに、利用促進に向けた取組を進め、市民のマイバス、マイトレイン意識を醸成します。

## 1 - 4 住環境の整備

### 施策の目的

市民が安心して住み続けられるよう快適で暮らしやすい住宅・住宅地と居住環境の確保を目指します。

### 現状と課題

近年、社会の成熟化やライフスタイルの多様化が進む中で、快適な住まい環境が求められています。また、本格的な少子高齢社会の到来に伴い、高齢者が暮らしやすく、若い世代が子育てしやすい住宅環境を整えることが大切です。

本市では、1世帯当たりの家族人数が減少傾向にある中で、持ち家は増加傾向にあります。また、持ち家志向が高い一方で、民間の借家に居住する世帯比率も増加傾向にあります。

これまで、土地開発公社や民間開発による良質な宅地供給や島田中央第三地区土地区画整理事業による中心市街地の基盤整備、往還下土地区画整理事業による新たな市街地の造成などを行い、密集住宅の解消や狭あいな道水路の拡幅や改修を進め、安全で住みよい環境づくりに取り組んできましたが、今後も、地域の特性に適した都市整備の手法を用いて、住環境の整備に取り組んでいく必要があります。

本市は、現在24団地354戸の市営住宅を管理し、適正な家賃による住宅供給を行っています。しかし、市営住宅の中には昭和20年代から30年代に建築された木造住宅も多く、耐震性や居住環境に課題を抱えていることから、これらの市営住宅については、統廃合を図りながら、再整備を計画的に進める必要があります。再整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、居住環境の向上を図るとともに、低廉な家賃の住宅からの移転が困難な高齢者等への配慮も求められます。

また、中山間地域においては、人口流出対策として適正な開発を誘導し、安全で質の高い宅地供給を行うことにより定住化を推進することも必要です。

本市では、安全・安心な水の供給を図るため、島田地域・川根地域では1上水道、14簡易水道事業を実施し、金谷地域は大井上水道企業団により水道水を供給しています。今後、市内中心部の土地区画整理事業の完了に伴う定住化による水需要や、富士山静岡空港の建設や新東名高速道路インターチェンジ周辺地域の開発と整備に伴う新たな水需要を見込んだ供給を計画的に進めていくとともに、老朽化しつつある既存施設の更新需要にも対応していく必要があります。

一方で、簡易水道の統合化や民間委託の推進など、一層の業務効率化を進めるとともに、予想される東海大地震等の災害に対応するため、これらの施設の耐震化及び応急給水・応急復旧体制の確保が求められます。

また、山間地の集落には、25 箇所の飲料水供給施設がありますが、これらの施設は老朽化しつつあるため、施設の維持について検討する必要があります。

うるおいのある生活空間を形成するため、川の持つ水辺空間を利活用し、開発、改修事業に併せて、住環境に望ましいせせらぎ空間や健康づくり増進の場を整備することも求められます。

また、核家族化の進行に伴い、墓地の需要は高まっていますが、地価や距離などの事情から、その確保は容易ではありません。一方、既存の墓地の形態にこだわることのない霊園への期待が高まっていることから、新たな霊園の整備が求められます。

## 施策の方向

### 1 良質な住宅の整備

市営住宅の統廃合を管理計画に基づき進めるとともに、既存の住宅については、ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら必要な住宅の耐震改修や計画的な修繕を行い、有効活用を図ります。

### 2 中山間地域の定住化の促進（重点プロジェクト関連）

川根地域については、若者や子育て世代の定住化を促進するための住宅整備を図ります。また、地域と連携して、都市部からの移住や交流居住を促進するための情報発信をします。

### 3 居住環境の整備

狭あいな道水路などを拡幅・整備し、日照、通風など確保し、安全で住みよい環境をつくります。また、規模の大きい住宅地開発にあたっては地区計画や建築協定などを取り入れ、住宅地としての良好な環境の維持増進に努めます。

### 4 安全・安心な水の供給

第6次拡張建設事業に基づき開発ニーズ等に対応した水の供給を安定的に進めるとともに、需要に対応した老朽管の布設替や計画的な配水池の耐震化を進めます。

また、上水道事業と簡易水道との経営統合を進めます。

さらに、簡易水道の対象とならない山間地の小集落地区にある飲料水供給

施設の補助や管理のあり方等具体的な対策を検討します。

#### 5 川を利用した住環境の整備

市域河川事業に併せた河川の自然環境を利活用した整備を行い、せせらぎ空間や健康増進の場を創出するとともに、周辺地域や学校などと連携した河川環境美化活動の輪を拡充します。

#### 6 中心市街地における再開発への支援（重点プロジェクト関連）

中心市街地は、本市の中核にふさわしい都市的サービス提供と地域内外の交流拠点として、公共サービス機能、交通機能、居住機能、文化機能、商業・業務・サービス機能などの多様な機能の複合化や高度化を目指し、関係者が推進する再開発事業などに対しては、積極的な支援を行い、都市機能の集積を図ります。

#### 7 組合施行による土地区画整理事業への支援

安全で利便性の高い土地の形成を図るため、道路、水路などの都市基盤の整備や住工混在の解消等による居住環境の改善を目指す組合施行による土地区画整理事業の推進に努めます。

また、往還下土地区画整理事業については、事業の一層の促進に努めます。

#### 8 霊園の整備及び管理

市民の墓地需要の動向を踏まえ、周辺の環境や景観に配慮した霊園の整備に向けた取組を進めます。また、既存の市営霊園については、適正な管理に努めます。

#### 協働のまちづくり

市民・事業者・行政が、まちづくりのビジョンを共有し、ワークショップ等の手法により合意形成を図りながら住環境の整備や維持・管理を行います。



## 1 - 5 公園緑地の整備

### 施策の目的

市民が安らぎ快適に暮らせるよう、市民の憩う緑の場がたくさんある都市空間の実現を目指します。

### 現状と課題

公園・緑地は、市民の身近な安らぎの場、自然と親しみふれあえる場、スポーツ・レクリエーションの場、地域・広域的な交流の場、災害時の避難場所となるなど多様な機能を有しています。核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進行する今日では、特に住民が身近にふれあえる公園づくりが求められます。

現在、本市の都市公園・緑地は大小 106 箇所、面積は 89.1ha で、国が定める都市計画区域内住民 1 人当たり標準面積の 10 m<sup>2</sup>に対し 9.9 m<sup>2</sup>とほぼ満たされていますが、約 6 割が大井川河川敷内にあり、市街地での整備は充分とはいえません。

また、現在、都市計画決定した公園は 28 箇所 114.01ha ありますが、これまでに開設された公園は 22 箇所 25.34ha で、開設率は 22.2%にとどまっています。

このようなことから、都市計画決定された公園の計画的な整備とともに、小規模でも住宅地に隣接し高齢者や子どもが歩いて行ける身近な公園・緑地の整備を進める必要があります。

公園・緑地の維持管理については、市の管理業務を補完するため住民により組織した公園愛護会 43 団体が 48 公園の除草、清掃等の作業を行っており、今後も公園愛護団体など市民の協力を得ながら良好な環境づくりに努めていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 公園・緑地の整備

都市計画などに基づく適正配置と公園利用者である住民等の意見を反映させ、だれもが親しみを持って幅広く利用でき、災害時には避難場所としても活用できる公園・緑地の整備を計画的に進めます。

また、市街地内の未利用市有地や民間空地等を利用し、身近な広場として利用できるポケットパークの整備を進めます。

### 2 緑化の推進

身近な緑の環境をより豊かにするため、宅地や事業所への生け垣の設置を促進するとともに、市民の自主的な緑化活動を支援するため、花の会等の市民活動団体の援助と育成を図ります。

### 3 ばらのまちづくりの推進

市内主要箇所へバラの花壇等を設けるとともに、ばらの丘公園を活用して市民へのバラ栽培等に関する情報提供や交流の場を提供し、ばらのまちづくりの推進を図ります。

### 協働のまちづくり

自治会、老人クラブ、市民活動団体などによる公園愛護会の結成を促し、市民と行政の協働による安全で快適な公園・緑地の管理を進めます。

## 1 - 6 魅力ある景観の保全

### 施策の目的

周辺環境と調和し、自然や歴史的町並みなど、地域の特性を活かした市民が心地よい景観の形成を目指します。

### 現状と課題

平成 16 年 12 月に、全国各地における良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するために、我が国では初めてとなる景観についての総合的な法律である「景観法」が施行されました。

この法律により、景観形成に対する必要な行為規制や支援措置等が明確に位置づけられ、一定の裁量権のもと、自治体を中心とした良好な景観形成に向けた施策の推進が可能となりました。良好な景観は都市に潤いをもたらす一方で、これを都市の資源として活かすことで、観光の振興、交流人口の増加につながり都市の新たな活力も創出することが期待できます。

今後は、地域の理解を得ながら地域の実情に合わせたルールづくりを行い、行政と市民が協働して魅力ある景観の保全に努める必要があります。そのため、行政だけではなく、市民自身も積極的に関わっていくことが重要な要素となってきます。

現在、市内の観光案内看板は合併前の旧市町で設置されたもので、市としての統一性が欠けているため、合併を機に地域の景観デザインの視点からデザインコンセプトの構築及び実施デザインを行う必要があります。

本市特有の川留文化を表現する代表的な史跡景観である大井川川越遺跡の歴史的町並みや大茶園、旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池、大井川鵜山の七曲などの魅力ある地域資源を活かした景観の保全に努めていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 景観計画の策定と推進

島田市景観形成ガイドプランを見直し、比較的広い地域に対して緩やかな規制を行う「景観計画区域」と、より積極的に良好な景観形成を誘導していく「景観地区」を明確化し、市民・事業者・行政が協働で進めていく中で、必要に応じて景観保全のための整備を行います。

これらを実行するため、良好な景観形成を目的とした規制の内容を定めた「景観計画」の策定に向けて研究を進めます。

### 2 サイン景観の整備と誘導

良質な景観づくりを推進するため、大井川川越遺跡の歴史的な町並みや旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池など、魅力ある観光資源と調和した観光看板のデザインの統一を図るとともに、屋外広告物の景観誘導に努めます。

### 3 史跡景観等の環境整備

本市特有の川留文化を表現する代表的な史跡景観である大井川川越遺跡の歴史的町並みや、大茶園、旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池、大井川鶉山の七曲などの魅力ある地域資源を活かした景観の保全に努めます。

### 4 農山村景観の保全

中山間地域に特有な農山村の景観（自然、茶園、山林など）の保全、活用に努めます。

## 協働のまちづくり

地域の理解を得ながら地域の実情に合わせた景観形成のルール作りを行うとともに、市民・事業者・行政が協働してより魅力ある景観形成の推進に努めます。

## 1 - 7 地域情報化と電子自治体の推進

### 施策の目的

地域情報化と電子自治体を推進し、全ての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享受できる地域社会を目指します。

### 現状と課題

高度情報化社会が進展し、多くの市民が、電子行政をはじめ、防災、教育、医療、社会保障、消費生活などあらゆる分野でICT（情報通信技術）の恩恵を受けながら、本市の中山間地域などでは、こうしたサービスを利用するために欠かせない情報通信基盤が未整備であるために、高速インターネットや携帯電話が利用できず、市民生活や企業活動に大きな情報格差が生じています。

このため、通信事業者と連携して通信基盤整備を進め、全ての地域で高速インターネットや携帯電話の利用を可能とするとともに、政府の目標水準である9割の世帯で超高速インターネットの利用を可能とする環境が求められます。

一方で、急速な情報化社会の進展は、市民の間に情報を利活用する力の格差を生じさせています。

このため、年齢や身体的ハンディにとらわれず、すべての市民がICTを活用できるよう、学校教育や生涯学習における情報教育環境の充実や市民向けインターネット講習会の実施、ユニバーサルデザインに配慮した情報発信を行い、格差を解消していく必要があります。

また、だれもが、いつでも、どこからでも気軽に安心して利用することができる市民ポータルサイト（共用のホームページ）を活用し、市内各地域の情報交流を促進することにより、地域の連携を図っていく必要があります。

さらに、施設予約システムをはじめとするワンストップサービス（インターネットの利用により簡素化された手続）の拡充や行政情報システムの最適化（効果とコストの最良のバランスをとること）などの電子自治体化を進め、市民サービスの向上と行財政の一層の効率化を図る必要があります。

## 施策の方向

- 1 情報通信ネットワークの充実（重点プロジェクト関連）

高速インターネットが利用できない地域（ブロードバンドゼロ地域）において通信事業者が行う光ファイバ網等の整備に対する支援を行います。

携帯電話不感地区における通信事業者の携帯電話基地局整備やコミュニティFM放送難聴対策に対する支援を行います。

光インターネットなど超高速インターネットが利用できない地区において通信事業者が行う通信設備等の整備に対する支援を行います。
- 2 ICT利用環境の整備  
学校や地域コミュニティ施設など地域の拠点におけるICT（情報通信技術）機器や通信網の整備を進め、だれもが、どこでも、いつでも、気軽にICTを利用できる場の提供を目指します。
- 3 ICTの活用促進  
防犯、消費生活、教育など生活に役立つ情報を提供し、市民のICT利用意欲の向上を図るとともに、インターネット講習会など利用技術の習得の機会を提供し、ICTを利用できる人材の育成と啓発を図ります。
- 4 情報交流の促進  
だれもが安心してインターネットを利用した情報交換や交流を行うことのできる場として、研究を進めている「eコミュニティしまだ（共用ホームページ）を活用した「電子コミュニティセンター」を提供し、市民活動団体の活動支援と地域コミュニティの活性化を図ります。
- 5 ワンストップサービスの拡充  
多くの市民が利用している図書予約システムに加え、施設予約システムをはじめとするインターネットを利用したワンストップサービスを拡充し、市民の利便性向上と地理的格差の解消を図ります。
- 6 クロスメディアの推進（重点プロジェクト関連）  
広報紙、ホームページ、コミュニティFM、地上デジタル放送、電子コミュニティセンター、民間のフリーペーパーなど多様なメディア（媒体・伝達手段）をクロス（組み合わせ）することによる相乗効果を活かした情報発信を推進し、市内外の関心を高め、官民が連携して、市民活動や観光・商工業活動等の活性化を図ります。

7 行政情報システムの最適化

地域情報プラットフォーム（電算システムの共通規格）を活用した効率的な情報システムの導入などにより、行政情報システムの最適化を図ります。

8 島田市情報化基本計画の策定

島田市情報化基本計画を策定し、地域情報化と電子自治体を計画的に推進します。

協働のまちづくり

地域情報化の推進に向け、電子コミュニティセンターやワンストップサービスなどへの積極的な参加や利用を、市民とともに取り組みます。

## 第2章 市民が安全・安心に暮らせるまち

- 1 地震防災対策・体制の強化
- 2 風水害、土砂災害対策の充実
- 3 消防・救急・救助体制の充実
- 4 地域防犯体制の強化
- 5 交通安全対策の充実
- 6 消費生活対策の充実

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、一人ひとりが、安全・安心に対する意識を高め、主体的に行動するとともに、地域コミュニティの中でお互いに助け合いながら活動します。

### 事業者の責務

事業者は、市民及び行政との連携のもと、安全・安心に暮らせる地域社会づくりに積極的に貢献します。

### 行政の責務

行政は、市民の安全・安心の暮らしを支えるための基盤整備、仕組みづくりの支援や情報提供など、市民・事業者が活動しやすい環境の整備に取り組みます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 (指標の定義)		現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
民間住宅の耐震化の促進（島田市耐震改修促進計画による）		64.9%	75%	90%
跨線橋の耐震化率	東海道新幹線	100%	-	-
	東海道本線在来線	0%	80%	100%
雨水幹線の整備率（都市下水路含む）		47.8%	50%	51%
出火件数		41件	35件以下	35件以下
心肺停止による医療機関搬送者の救命率 (1か月後生存率) 全国平均 10.2%(H19)		4.8%	8%	10%
犯罪件数（刑法犯認知件数）		883件	700件	550件
交通事故（人身事故）件数		857件	831件	806件

## 2 - 1 地震防災対策・体制の強化

### 施策の目的

地震等の災害から市民の生命、身体及び財産等を保護するため、防災体制の充実を図るとともに、被害の軽減を目指します。

### 現状と課題

本市では、東海地震の切迫性が指摘される中、地震や風水害等の自然災害に備えるため、島田市地域防災計画に基づき防災体制の整備を図るとともに、防災通信機器をはじめとした各種資機材や備蓄食料等の整備を計画的に実施してきました。しかし、昭和 50～60 年代に整備した自主防災会の資機材が老朽化しているため、更新について県の補助制度の活用を図る中で検討していく必要があります。また、平成 20 年 10 月に「FM 島田」が開局したことから、災害時の市から市民への情報伝達手段については、大幅に改善されました。

課題としては、災害時に孤立することが予想される地区における、通信手段や救援が行われるまでの間の物資の確保などが挙げられます。

一方、自主防災会では、日頃から防災意識の啓発や防災知識の向上、地域防災力の強化育成等に努め、有事の際にはスムーズな対応が実施できるよう備えています。また、市指定の避難所ごとに毎年「避難所運営会議」を開催し、連携強化を図る中で、広域的な防災訓練を実施している地域もあります。

今後も引き続き、予想される東海地震に備えるため、防災訓練や啓発活動等を通じて市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、自主防災組織や防災関係機関との連携を密にした防災体制を図る必要があります。

建築物の耐震化については、県が実施するプロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）- 0」による木造住宅の耐震診断や耐震補強工事等の助成事業を推進するとともに、市の防災拠点地となる本庁舎や学校施設等の公共建築物についても耐震性能に係るリストを公表し、耐震性が劣る公共建築物については、計画的に耐震化に取り組んでいます。

また、安全確保や災害時の輸送路の確保のため、老朽化した橋りょうに対し予防的な修繕や計画的な架替えが求められており、鉄道上に架かる跨線橋については、耐震補強対策が必要です。

さらに、近年の不安定な国際情勢に鑑み、国内外における武力攻撃やテロ等の脅威から市民を保護するため、島田市国民保護計画を策定し、それらの事態に対応した危機管理体制を構築することも望まれます。

## 施策の方向

### 1 公共建築物の耐震化整備

公共建築物については、緊急性や利用状況等を考慮して、計画的な耐震化整備を図ります。

### 2 地域防災力の強化（重点プロジェクト関連）

防災教室等の開催により防災意識の啓発を行い、自主防災会と連携した防災訓練、防災資機材等の整備・充実を図ります。

また、島田市地域防災計画に基づき、災害時の防災拠点施設となる避難所に、必要な資機材や備蓄品等の配備を行います。

避難所運営会議においても、マニュアルづくりや訓練等を通して、避難所のあり方を検証します。

また、自主防災活動の活性化のため、専門知識を身に付けた市民からなる防災指導員の育成などの人づくりに努めます。

### 3 F M島田の活用

災害時の防災情報だけでなく、平常時の啓発情報についても、F M島田のより効果的な活用を図ります。

### 4 防災無線システムの再構築

伊久身地域や川根地域などの中山間地域を含めた、効率的な通信手段の検討と併せ、防災無線や衛星携帯電話などの通信機器の整備・充実を図ります。

### 5 民間住宅の耐震化促進

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、道路沿いの危険なブロック塀等の撤去など災害に強いまちづくりを進めます。

### 6 橋りょう安全対策の推進

市道に架設された橋りょうについて長寿命化計画を策定し、計画的な整備を図ります。また、鉄道上に架かる跨線橋について、耐震補強対策を図ります。

### 7 島田市国民保護計画の推進

島田市国民保護計画に基づき、市民の理解と協力を得ながら関係機関と連携協力して、市民の避難や救援、被害の最小化などに努めます。

### 協働のまちづくり

大規模災害に対する防災対策は、市や県、国といった行政機関だけでは対応が困難なため、電力会社、ガス会社など民間企業だけでなく、特に市民が組織する自主防災会の協力を得て、市民総参加の「防災のまちづくり」を目指し、防災事業を推進します。



## 2 - 2 風水害、土砂災害対策の充実

### 施策の目的

台風、豪雨による風水害の防除と土砂崩壊の発生を防止し、被害の軽減を目指します。

林地の荒廃による倒木、土石流の未然防止と復旧により森林の保全を図り、土砂災害による被害の軽減を目指します。

### 現状と課題

市域の河川は、大井川水系、栃山水系、湯日川水系、菊川水系に大別されます。主要な河川については、概ね計画的な改修が進められてきていますが、中小河川、雨水幹線については、未改修、未整備箇所が多く、台風、豪雨時の増水によるいっ水、破堤、内水はん濫等が危惧されます。

また、近年、頻発化傾向にある集中豪雨等により、地形的な要因などから浸水被害が多発している地域があります。こうした地域において、浸水被害を軽減するためには、河川の改修や整備だけでなく、水防体制の整備、適正な土地利用の誘導、森林の保全などの総合的な流域対策に、関係機関が一体となって取り組んでいくことが必要です。

また、市域の大半を山地が占めていますが、地域によっては、もろくて崩壊しやすい危険箇所があります。

こうした箇所での台風・集中豪雨などによる土砂災害に対応するために、県と連携して土砂災害防止施設の整備事業等を促進するとともに、住民への危険箇所についての情報提供とその周知徹底や安全な場所への早期避難が円滑に行われる体制づくりに取り組む必要があります。また、林地や林地内溪流の荒廃により発生する倒木や土石流を未然に防止し、荒廃した箇所の復旧を図るために、県と連携して実施している治山事業については、森林の保全と集落の土砂災害からの安全確保の観点から、今後とも推進していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 異常気象時防災体制の確立

初期水防について島田・金谷・川根地域の各担当制によりの確に対応し、異常気象の発令時から俊敏な連絡体制を整え、初期の風水害の防除、その被害を軽減します。

### 2 風水害対策の推進

河川のはん濫、市街地のいっ水による浸水被害解消のため、主要河川の改修、中小河川及び水路の整備を進め、安全・安心に暮らせる河川環境の整備に努めます。

災害時の被害拡大を防ぐため、洪水ハザードマップを活用した市民への情報提供や具体的な水防訓練の実施により、風水害に備える防災意識の向上に努めます。

### 3 土砂崩壊防止対策の推進

土砂災害から身を守る安全な地域づくりを目指し、集落地における砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。

また、非常時の早期避難に備え、土砂災害ハザードマップを活用して、危険箇所情報を市民に周知していくとともに、土砂災害に対する防災訓練を住民参加により実施し、災害時の被害の拡大を防止し、防災意識の向上に努めます。

### 4 公共治山事業の推進

集落の安全確保のため、林地や林地内溪流の荒廃により発生する倒木や土石流を未然に防止するとともに、荒廃した箇所の復旧工事を施し、森林を保全します。

## 協働のまちづくり

水防訓練や土砂災害防災訓練等を住民参加で実施するなど、災害に備える体制づくりに取り組み、市民との協働による災害に強いまちづくりを目指します。

## 2 - 3 消防・救急・救助体制の充実

### 施策の目的

市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するため、その発生の防止に努め、被害の軽減を目指します。

### 現状と課題

平成 19 年の火災概要は、出火件数 35 件、損害額 143,901 千円、死者 3 人、負傷者 3 人となり、このうち建物火災は、出火件数 23 件、損害額 87,609 千円となっています。また、救急出動件数は 4,032 件で、主な出動種別として急病 2,575 件、一般負傷 579 件、交通事故 426 件となり、傷病者数は 3,667 人、このうち心肺停止による医療機関搬送者数は 116 人となっています。

市民の安全・安心を守るため、多様化する災害への迅速な対応や地域に密着した消防・救急・救助体制など消防力の充実強化が必要です。

本市では、消防大学・消防学校等の教育研修に消防職員を派遣してその資質向上を図り、救命率の向上を目的とした応急手当の普及、火災予防に対する啓蒙指導や近代化する消防車両・資機材等に対応した更新整備を行い、消防体制の適正化を図っています。救急体制では、高規格救急自動車が 6 台配備され、うち 4 台に救急救命士 15 人（平成 20 年 7 月現在）が搭乗する体制が整備されていますが、気管挿管や薬剤投与など高度化が進む中で、全ての救急車に救急救命士が搭乗できるよう今後も人材育成が必要です。

国が示す平成 24 年度までの消防広域化や消防救急無線のデジタル化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、高額経費を要する通信指令設備や消防特殊車両の更新は、効率的に、かつ、市民サービスの低下を招かないよう配慮して整備する必要があります。

消防団は、定数 955 人に対して実数 856 人（平成 20 年 4 月現在）となっており、年々減少傾向を示す中、団員確保に苦慮しています。特に山間地では、団員が不在となることが多く、火災対応に課題があり、女性消防団員や勤務地団員などの採用を推進する必要があります。

## 施策の方向

- 1 消防組織体制の整備（重点プロジェクト関連）

市民の安全・安心を守る拠点として、初動体制の強化、現場要員の増強や救急・予防要員の専従化など組織体制の整備・充実を図ります。
- 2 消防の広域化  
消防力の強化による市民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化のため、広域化対象市町による広域消防運営計画を作成し、消防広域化の実現を目指します。
- 3 消防救急無線のデジタル化  
消防救急無線は、電波法の審査基準が現行のアナログ方式からデジタル方式に移行するため、消防広域化と併せてデジタル化を目指します。
- 4 消防設備の整備  
消防ポンプ自動車、高規格救急自動車や救助工作車など、高度な特殊車両の充実・強化を図ります。
- 5 救急救命士など専門職の育成  
救急救命士や査察・違反処理専門職員などの育成に努めます。
- 6 応急手当の普及  
救急車が到着するまでの応急手当は、緊急を要する救命処置が救命率を高める重要な要素となるため、多くの市民に普及して救命率の向上を目指します。
- 7 火災予防の啓発  
災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、火災予防に対する啓発活動を行い、発生件数、損害額等の軽減に努めます。
- 8 消防団員の確保  
一般の消防団員のほか、女性消防団員や勤務地団員などの確保を図るため、市民が入団しやすい、多様な消防団活動を目指します。  
また、市の広報誌、FM島田などで消防団活動を積極的に広報することにより、活動内容について一層の理解を得るよう努めます。

## 9 消防団機能の強化（重点プロジェクト関連）

地域に応じた適切な資機材の配備を行うとともに、消防学校等での研修、操法大会の練習、非常招集訓練などの充実を図ることにより、団員の技能向上と併せて団機能の強化を目指します。

### 協働のまちづくり

消防団や自主防災組織の機能を強化するとともに、火災予防の啓発や応急手当の普及について住民と連携して取り組みます。



## 2 - 4 地域防犯体制の強化

### 施策の目的

市民一人ひとりが、そして地域・関係機関が一体となった防犯まちづくりを推進し、犯罪のない地域社会を目指します。

### 現状と課題

本市では、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、防犯対策への意識啓発や防犯リーダー育成のため、防犯まちづくり講座を実施しています。

また、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という防犯意識のもと、複数の自治会などで組織する地区安全会議や地域防犯団体により、警察や防犯関係機関などと連携を密にした自主的な防犯パトロール活動などが行われており、平成 15 年度以降、市内の刑法犯件数は減少傾向にあります。

しかし、近年、電話や郵便などを悪用した振り込め詐欺が大きな社会問題になっています。また、空き巣や自転車盗など身近な犯罪が依然として多く報告されています。

このため、引き続き、自己防衛のための意識啓発講座の開催や公園、神社仏閣、空家などの防犯パトロール、防犯灯設置などによる犯罪危険箇所の改善等を促進するとともに、地域や学校、警察との連携を強化して犯罪情報の迅速な提供と共有化を図るなど、地域防犯の中心となるリーダーの育成、防犯組織の設立を支援する必要があります。

## 施策の方向

### 1 犯罪情報の共有化

犯罪の未然防止のため、警察等の関係機関と連携を密にし、インターネットメールやFM放送なども活用し犯罪情報を共有する体制を整備します。

### 2 防犯組織の育成強化（重点プロジェクト関連）

「自分たちのまち（地域）は、自分たちで守る」という防犯意識のもとに、地域で活動する地域防犯団体の育成、強化を促進します。

### 3 地域防犯を担う人材の育成

広報活動や防犯教室の開催により、防犯意識の高揚、地域の防犯を担う人材の育成を図ります。

## 協働のまちづくり

自治会や地区安全会議などの地域防犯団体が中心となり、警察や学校などの関係機関と連携を図り、地域の防犯パトロールなどに地域ぐるみで取り組む犯罪のないまちづくりを目指します。

## 2 - 5 交通安全対策の充実

### 施策の目的

地域・学校・関係団体の連携を強化し、交通事故から市民の生命及び財産を守ることを目指します。

### 現状と課題

本市の過去 10 年間の交通事故は、死者数こそ減少傾向にあるものの、事故件数、負傷者数はともに、増加傾向にあるといえます。

平成 19 年に限ると、市内で発生した人身事故の件数は 857 件で、前年比では減少となりましたが、高齢化社会を迎え、高齢者の免許保持者数の増加などにより、65 歳以上の高齢者に関係する事故の件数は増加しています。

こうした状況の下、本市では交通安全対策協議会を組織し、島田警察署、交通安全協会、交通指導員会などの各種団体が連携して、交通安全意識の普及啓発、広報等による交通事故の抑止活動に取り組んでいます。

特に、毎年度重点地区を指定し、自治会、老人クラブなどの協力により高齢者を対象とした「交通安全教室」を積極的に開催しており、児童を対象に、「新入学児童への通学バック贈呈」、「新入学児童通学指導」や「交通リーダーと語る会」等を通じて、啓発及び教育の機会を設けています。

さらに、管轄する市道の道路管理者として、交通事故発生防止のため、歩道の整備、道路照明灯やカーブミラーの設置など、交通安全施設の整備に取り組んでいます。

また、JR 各駅の周辺においては、放置自転車の指導、整理、撤去に努めています。島田駅及び金谷駅周辺では、自転車の撤去台数は減少傾向にありますが、六合駅周辺では増加傾向にあります。

また、島田駅南口開設事業に伴って整備する駅南口の自転車等駐車を、平成 21 年 4 月から駅北口の自転車等駐車場と合わせて運営します。

## 施策の方向

### 1 交通安全運動の推進と意識の向上

四季の交通安全運動を中心に、交通安全意識の普及啓発、広報等による抑止活動を積極的に展開します。

特に、飲酒運転の根絶に努めるとともに、子どもを交通事故から守り、増加傾向にある高齢者の事故防止を図るため、積極的に啓発活動を実施します。

### 2 交通危険箇所の改善

交通事故の発生状況や自治会等からの要望に基づき、事故防止のための交差点改良を進めるとともに、カーブミラーや信号機など交通安全施設の計画的な整備を進めます。また、歩行者等の安全を確保するために、「あんしん歩行エリア」を指定し、既存の歩道や交通安全施設の整備を推進します。

### 3 自転車放置の防止

駅周辺の歩道等の通行の妨げとなる自転車の放置を防止するため、啓発活動に努めます。

また、島田駅南口開設事業、中央第三地区土地区画整理事業の完了に伴い、放置自転車防止区域の見直しを検討します。

## 協働のまちづくり

子どもと高齢者の事故防止を重点に、交通安全協会、学校、自治会、老人クラブ等の団体等が連携し、交通安全活動を推進します。

## 2 - 6 消費生活対策の充実

### 施策の目的

市民が安心して消費生活が送れる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

本市では、消費生活の安全と向上を図り消費者の利益を擁護するため、消費生活相談や消費者被害を未然に防止するための講座を実施するとともに、消費者活動団体の支援を行うなど、消費者基本法に基づいた取組を計画的、継続的に実施しています。

さらに、毎年秋には、市民活動団体が中心となり、環境、交通、防災などの関係団体とともに、消費生活展を開催しています。

また、消費者行政の向上を図るため、消費生活モニターによる意見、要望等を市政に反映するよう努めています。

近年、消費者を取り巻く環境が急速に変化しており、消費生活問題も複雑多岐にわたっています。商品やサービスの多様化、とりわけ販売方法や契約方法の多様化に伴い、消費者問題が深刻化しているため、消費生活相談や消費者啓発など、消費者行政の重要性が高まっています。特に、高齢者や若年者がトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、消費生活相談の内容も複雑化しています。

今後とも、消費者自身による自主的、合理的な消費生活を実現するため、消費生活に係る基礎的な知識の習得を促すとともに、行政による消費者保護のための相談、指導体制の充実を図っていくことが求められます。

また、国が消費者庁の設置に向けた取組を進めていることから、関係機関と連携をとり、消費者行政の一層の推進を図ります。

## 施策の方向

### 1 消費者意識の啓発と高揚

関係機関と連携をとり、消費生活に関する情報収集体制の充実を図るとともに、広報誌やFM島田、ホームページなどにより情報を的確に提供し、消費生活意識の啓発と高揚に努めます。

### 2 消費生活相談体制の充実

複雑化、専門化する消費生活に関する相談に対応するよう相談・指導体制の充実を図ります。

特に高齢者を悪徳商法などから守るため、消費生活講座の充実を図るほか、高度化、専門化する消費者トラブルに対応するため、相談員の研修の充実に努めます。

### 協働のまちづくり

高齢者を悪徳商法から守るためには、家族だけでなく、民生委員や自治会、隣近所の住民などが、日頃から高齢者の生活を見守ることが大切なため、地域ぐるみの見守り活動の推進に努めます。



## 第3章 産業がいきいきと活発なまち

- 1 農林業の振興
- 2 工業の振興
- 3 商業・サービス産業の振興
- 4 観光の振興

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、大井川が育んだ地域産業や特産品に愛着を持ち、これらの地域資源を最大限活用するとともに、来訪する国内外の人に対して、おもてなしの意識で接します。また、島田市の魅力について積極的に情報発信します。

### 事業者の責務

事業者は、地域の活気と活力を高めるため、積極的に活動するとともに、その社会的責任や役割を果たします。

### 行政の責務

行政は、市民の豊かな暮らしを支えるため、産業基盤の整備や支援活動に取り組みます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 (指標の定義)	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
農業就業人口 (農林業センサスによる自営農業に主として 従事した世帯員数の推計値)	(H17) 5,337人	5,000人	4,600人
農業産出額 (静岡県生産農業所得統計による農業生産額 の推計額)、( )内は茶(生葉、荒茶)産出額	(H18) 111.6億円 (76.9億円)	113億円 (78億円)	115億円 (80億円)
農業就業人口一人当たり農業産出額 (農業産出額/農業就業人口)、( )内は農業就 業人口一人当たり茶(生葉、荒茶)産出額	(H18) 209万円 (144万円)	226万円 (156万円)	250万円 (174万円)
認定農業者数 (農業経営改善計画認定者数)、( )内は認定農 業者割合(農業経営改善計画認定者数/農業 就業人口)	402経営体 (7.5%)	425経営体 (8.5%)	450経営体 (9.8%)
森林間伐面積	75ha	100ha	125ha
従業員一人当たり製造品出荷額 (工業統計調査での従業員一人当たり 製造品出荷額等/年)	(H18) 2,734万円	2,770万円	2,860万円
一業者当たり年間商品販売額(卸・小売 業) (商業統計調査)	万円 1億2,819	万円 1億2,830	万円 1億2,860
観光交流人口 (静岡県観光動向調査)	260万人	280万人	300万人

### 3 - 1 農林業の振興

#### 施策の目的

将来にわたって、地域の基幹作物である茶をはじめとして、地域で生産される農林産物や木材が安定的に供給・消費されるようにするため、地域農林業の持続的な発展を目指します。また、国土保全、自然環境保全、水源かん養、景観形成等の多面的な機能を持つ農地、森林の保全や活用に努める中で、中山間地域の振興を目指します。

#### 現状と課題

本市の農業は、茶の生産をはじめとし、様々な農産物が生産され、その生産基盤強化のため、土地基盤整備事業や生産施設整備事業を行ってきましたが、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少、産地間競争や輸入農産物との競合、消費・販売価格の低迷等により、農業を取り巻く環境は厳しさが増えています。また、一部の農地については、担い手不足により、遊休農地化が進むとともに、中山間地域の一部の集落については、地域コミュニティの維持が困難な状況になっています。

一方では、食の安全・安心への意識の高まりを踏まえ、地元の農林産物を地元で消費する地産地消活動や食育活動が推進されるとともに、都市住民との交流促進、環境保全型農業等の推進が求められ、農業や農山村の持つ多面的な機能など、社会的な期待や役割が高まっています。

このため、地域農業の担い手として、認定農業者、女性農業者、法人化(ビジネス経営体)、新規就農者等の支援を行い、その確保に努めるとともに、農地の流動化、集積による農地の効率的な利用、農林産品のブランド化の推進などにより、経営基盤の安定化に努めることが必要です。

また、本市の林業は、川根地域を中心に優良な大井川産材の産地であるため、計画的な植林、間伐などの森林整備や基盤整備を行ってきました。しかし、高齢化や後継者不足による林業従事者の減少、輸入材との競合による木材価格の低迷など、林業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、林業生産活動が停滞し、森林の荒廃が進んでいます。

森林は、地球温暖化防止、国土保全、自然環境保全、水源かん養、景観形成等の多面的な機能を持っていることから、今後も、これらの機能を持続させるためには、森林と市民の関わりを深め、森林を管理する者と市民が協働した森づくりを進める必要があります。

## 施策の方向

### (農業)

#### 1 地域農業の振興

地域農業の振興を図るため、茶、レタス、施設園芸農産物等の生産を推進し、地域の特性を活かした生産性の高い農業を育成します。

基幹作物である茶の産地化を一層促進し、品質向上、消費拡大を図るとともに、バラをはじめとする花き栽培農家の育成を図ります。

#### 2 茶業の経営体質の強化（重点プロジェクト関連）

茶園の区画整理等による土地基盤整備を推進するとともに、茶改植の推進による品質と生産性の向上、品種茶の普及、機械化対応茶園の整備を図ります。また、茶工場の再編等により、生産性の高い機械・施設の導入を図るとともに、経営の法人化を進め、経営体質の強化を図ります。さらに、中山間地域においては、当地域の自然条件等の特性を活かした個性的な経営体の育成を図ります。

#### 3 茶の消費拡大（重点プロジェクト関連）

地域で生産される島田茶、金谷茶、川根茶の特徴やお茶の郷等の機能を活かしながら、茶のまちとしてのブランド化を推進するとともに、産地の特性を活かした新たな商品開発を図り、富士山静岡空港の活用等により、国内外へのPRと消費拡大に努めます。

#### 4 企業経営を展開するビジネス経営体の育成支援

持続可能で企業的な農業経営を確立するため、法人化の支援、ICTの活用支援、ビジネス経営体の育成を推進するとともに、新規就農者、青年農業士、女性農業者等を育成し、支援します。また、農地の流動化による担い手への農地集積、制度資金による低利融資の活用、経営相談・法人化支援の充実等の担い手育成事業を推進し、認定農業者等の支援に努めます。

#### 5 生産基盤整備の推進

農道の整備、園地の区画の拡大、畑地かんがい等の土地改良事業の推進や省力化機械・施設の導入により、生産性が高く、高品質な農産物の生産を可能とする生産基盤の整備を推進します。また、維持管理の省力化や管理費用の削減にも配慮した生産施設整備を推進します。

## 6 ブランド化の推進（重点プロジェクト関連）

農林産物の生産、製造・加工、流通及び消費における連携を強化するとともに、商業、工業等との異業種連携を強化する中で、地域に特有な新商品開発やブランド化等を推進します。また、農業祭等の地場農産物に関する啓発イベントの開催や観光・食文化を活かした農産物の魅力を発信することにより、消費者に支持される産地ブランドの育成を支援し、国内外への販路拡大を推進します。

## 7 地産地消の推進（重点プロジェクト関連）

地域の地産地消活動を推進するため、島田市地産地消推進計画に基づき、朝市団体等の連携に努めるとともに、生産者と消費者の交流による消費者ニーズの把握や生産への反映に努めます。また、児童・生徒への食農教育や食育活動等の推進により、安全・安心な地場農林産物に対する理解を深めるとともに、直売所や量販店等での販売、学校給食や飲食店での利用等により、地場農林産物の活用を促進します。

## 8 農山村における交流人口の増加と定住の推進（重点プロジェクト関連）

農林業に対する理解を深め、健康でゆとりある生活に資するとともに、地域の魅力を発信する中で、交流人口増加や定住化による中山間地域の総合的な振興を図るため、中山間地域等の地域資源を活用した農林業体験やグリーンツーリズム等の交流事業を促進します。

## 9 農地保全と都市化との調整

地域における農地保全活動や農地流動化事業を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度の活用推進や市民農園の開設等を支援し、遊休農地解消計画に沿った対策を進めます。また、国土保全、自然環境保全、水源のかん養、景観形成等における多面的な機能を有する農地については、都市的土地利用との調整を行う中で、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等による適正な保全・管理を進めるとともに、その活用に努めます。

## 10 安全・安心な農林産物の生産と環境保全型農業の確立

安全・安心な農林産物の生産のため、適正な防除と施肥管理等を行うとともに、生産履歴管理を含めた農産物の生産工程を適切に管理するGAP(農業生産工程管理手法)等の取組を推進します。また、リサイクルの推進やバイオマスの利用促進など、環境負荷の少ない農業への転換を促進し、持続性の高い環境保全型農業を推進します。

#### 協働のまちづくり（農業）

地産地消推進事業、農林業体験等を促進し、市民と農業・農作物とのかかわりを深める中で、市民と農業者等が協働し、市民生活の基本となる安全・安心な食の確保に努めるとともに、健康的で豊かなライフスタイルの提案に努めます。また、市民活動団体の自発的な活動を支援する中で、市民と協働した農業の振興を図ります。

#### （林業）

##### 11 生産性の高い林業の実現（重点プロジェクト関連）

小規模で分散する森林所有者の森林の団地化、施業の受委託を促進するとともに、低コスト林業等に取り組む事業体を支援します。

また、必要な林道・作業道等の基盤整備や高性能林業機械の整備の促進について、森林施業と一体的な実施を図ります。

さらに、環境に配慮した林業の実施のため、持続可能な森林システムの構築を目指す森林技術者を育成し、確保します。

##### 12 消費動向を踏まえた大井川産材の安定供給（重点プロジェクト関連）

良質な大井川産材を利用した住宅建築を推進し、その普及に努めます。

また、公共事業等において、市が率先して大井川産材の利用推進を図るとともに、市民や市内事業所等の主体的な取組を支援します。

##### 13 森林の保全（重点プロジェクト関連）

森林については、優良材の生産基盤、林産物の供給だけでなく、地球温暖化防止、国土や自然環境の保全、水源かん養、リクリエーションの場の提供等の多面的な機能を持つため、森林法等による適切な保全・管理を推進するとともに、間伐事業や林道、作業道整備、放置竹林対策等を促進し、その活用に努めます。

##### 14 鳥獣被害対策の推進

農林産物に被害を与える野生鳥獣について、被害実態調査を基にした鳥獣被害防止計画を策定し、それに基づいた被害防止の取組を推進します。

#### 協働のまちづくり（林業）

市民と森林・林業のかかわりを深め、市民と森林管理者が協働した森づくりを進める中で、市民の大切な財産であり、多面的な機能を持つ森林の保全に努めます。また、市民活動団体などの自発的な活動を支援する中で、市民との協働により中山間地域の総合的な振興を図ります。

## 3 - 2 工業の振興

### 施策の目的

製造業等の健全な発展を期し、一層の生産性の向上を目指します。また、若者から高齢者までいきいきと働くことができる魅力ある雇用の場の確保を目指します。

### 現状と課題

本市は、東海道の宿場町として、また、大井川産の木材を中心とした製材、木製品の生産地、茶等の物産の集積地として発展してきました。また、現在では豊かな水資源及び交通アクセスの良さから工場進出も進み、紙・パルプ、機械、医薬品、食料等の工場が操業しています。

その一方で、経済のグローバル化や資源の高騰など工業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、今後も活力ある産業振興を図るためには、既存産業との連携強化や新産業の創出を図り、企業誘致を促進するための基盤整備を進めていく必要があります。

また、富士山静岡空港、新東名高速道路により、空と陸の交通アクセスが大幅に向上し、国内はもとより、海外へとつながる交通拠点として、新たなビジネスチャンスを最大限に活かした取組が求められます。

また、雇用形態の多様化や、高齢者、女性の雇用環境の厳しさ、フリーター・ニートに代表される若年者の意識変化、団塊世代の大量退職といった課題に対応した雇用対策と就業環境の充実を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 地場産業の振興

地場産業については、環境変化に柔軟に対応しながら地域経済の活性化に寄与するために、地場産業を構成する地元の企業における高付加価値の独自商品開発、あるいは、新たな市場の開拓による自立的経営の確立について支援します。特に、温泉や茶を活かした新たな産業として、地域ブランド化を目指した食品・化成品等の研究開発を促進し、更なる販路拡大を図り、相乗効果のある地場産業の振興を図ります。

### 2 企業立地基盤の整備（重点プロジェクト関連）

企業立地促進法による産業集積区域として産業集積に相応しい企業の誘致を推進するため、空港や高速交通機能とのアクセス等交通利便性や水利、地盤地質などの優位性の高い工業用地を確保する取組を実施します。

### 3 空港や高速交通機能を活かした基盤整備（重点プロジェクト関連）

富士山静岡空港の開港を重要な機会としてとらえ、その周辺を地域産業や本市発展のための広域的な交流・連携を促進する機能を持った、新たな都市的土地利用が可能な区域として整備を進めます。

また、新東名高速道路（仮称）金谷インターチェンジ周辺にあっては、農業的土地利用との調整による都市基盤の整備を行い、民間活力の活用も踏まえた基盤整備を進めます。

なお、都市計画道路中河・南原線に接続する「（仮称）大井川新橋」の開通による新たな企業の進出も考えられるため、有利な立地条件を活かした工業用地の確保などの取組を進めます。

### 4 雇用の創出

雇用の安定のため、ハローワーク、商工会議所、商工会、さらには市内企業などとの共同連携により、相談体制の充実や就労情報の相互提供等を行い、雇用対策の充実を図るとともに、内職相談、若者就労支援セミナー、再就職準備セミナー、巡回就職相談などの就労支援事業を進めます。

新規企業の立地に際しては、企業立地優遇制度などを活用し、地元採用を優先した雇用の拡大を推進します。

### 3 - 3 商業・サービス産業の振興

#### 施策の目的

商業等の健全な発展を期し、一層の生産性の向上を目指します。

#### 現状と課題

本市の商業は、消費者ニーズの多様化、小売店における後継者不足や消費生活様式の変化などの影響により、中心市街地をはじめとする商店街は低迷傾向にあり、空き店舗も増加するなど厳しい状況に置かれています。

一方、高齢化が進む中、移動手段が限られている高齢者にとっては、身近な地域の商店街が重要性を増してくると予想されます。

このような中、中心部の人口回帰を促すため、中心市街地の活性化に関する法律等の法改正が実施され、今後は、空き店舗対策や商業環境の改善等のソフト事業を実施することにより、にぎわいのある商店街づくりを推進する必要があります。

また、商業を中心とした整備の方向だけでなく、多様な都市機能の集積を促進するとともに、中心市街地の利便性を強化する公共サービス機能の導入などにより、誘客を図ることも求められます。

また、富士山静岡空港の開港による波及効果が市内各地区において期待できることから、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを進める中で、誘客に結びつけた事業展開を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 商店街のにぎわいづくり

商店街の空き店舗活用や、商店街に不足する業種の新たな誘致など、熱意とやる気のある団体等に対して支援することにより、商店街のにぎわいづくりを促進します。

### 2 歩いて楽しい商業基盤施設の整備

消費者の利便性の向上と回遊性を高めるため、商店街の商業集積の機能を高める施設や休憩施設等の商業基盤整備を進めます。

### 3 新たな市街地空間の形成

にぎわいがあり、魅力ある商店街づくりを推進するため、地元商店主と商工会議所・商工会など関係機関との連携を強化し、魅力ある個店づくりや情報発信などによって競争力を高め、新たな市街地空間の形成を図ります。

### 4 中心市街地の活性化（重点プロジェクト関連）

中心市街地の活性化を促進するため、従来から位置付けされている核となる商業拠点施設については、民間活力による再開発等により土地の高度利用が推進される中で、公共サービス機能の導入を含めた商業機能の充実を検討します。また、商業・業務・サービス機能の集積を積極的に誘導する中で、市民、商業者、まちづくり関係者間の合意形成を図り、利便性の高い施設整備等を行うことにより、高齢化社会にも対応した活力あるまちづくりを目指します。

### 5 大井川右岸地域における商業系・業務系拠点づくり

大井川右岸地域にあっては、都市計画道路中河・南原線に接続する「(仮称)大井川新橋」の開通により新たな都市的発展が期待できるため、東名高速道路吉田インターチェンジ周辺は、道路網の利便性から空港を活用した商業系・業務系の新たな拠点づくりを進めます。

なお、従前からの商業施設については、地域の特性を活かした個性的で魅力ある商店街づくりへの展開を進めます。

### 6 金谷駅及び六合駅周辺における商店街づくり

金谷駅及び六合駅周辺は、気軽に買い物ができる雰囲気づくりと、地域に根ざした商店街づくりを目指します。また、恵まれた交通条件を活かした地元で愛される安全・安心な環境づくりと、それぞれの地域の特性を活かした

地域密着型の商店街づくりを進めます。

#### 協働のまちづくり

商業の活性化を図るため、個人店、大型店、チェーン店など商業活動を展開する事業者の相互協力に加え、消費者団体、市民活動団体、商工会議所、商工会、行政など連携を深め、協働によるまちづくりの取組を進めます。



### 3 - 4 観光の振興

#### 施策の目的

自然、景観、歴史、文化などの魅力を活かした観光資源をネットワーク化し、国内外からの観光交流人口の増加による市の活性化を目指します。

#### 現状と課題

本市は、旧東海道の宿場町として栄え、島田大祭、島田鬮まつり、金谷茶まつりなど伝統芸能や伝統行事が数多くあります。

また、川根温泉は湯量、泉質ともに全国的にも有数の温泉で年間約40万人の利用者があり、さらに平成21年4月には田代の郷温泉の供用を開始します。

さらに、国内有数の規模を誇る茶園の美しい景観、市内の建物や大井川鐵道のSLなどを利用して、映画、ドラマ、旅番組の撮影が頻繁に行われており、市のPRを行う上で大きな役割を担っています。

こうした中で、本市においては、観光客のほとんどが日帰り客であることなど滞在性、回遊性に欠け、これらの観光資源を十分に活かしているとはいえない状況にあります。

このため、富士山静岡空港の開港を契機として、本市が有する個々の観光資源を磨き上げるとともに、それぞれのネットワーク化や地場産品の活用、観光宿泊施設の整備などにより、市民、団体、事業者と連携して魅力ある観光地づくりを進める必要があります。

## 施策の方向

### 1 観光を支える人材の育成（重点プロジェクト関連）

国内外から訪れる観光客に最善のおもてなしや商品を提供するため、観光協会を中心とし、観光を支える「ボランティアガイドの会」や「おもてなし人クラブ」など市内の観光資源を熟知したリーダー的な人材の育成と観光ボランティア活動の支援に努めます。

### 2 ロケ地島田の体制づくりの推進（重点プロジェクト関連）

映画・ドラマなどの撮影協力は、島田を全国に発信することができ、観光振興や地域の活性化に大きな効果があるため、ロケーション誘致やフィルムコミッションに取り組む団体に対する支援と住民の協力体制づくりを推進します。

### 3 観光拠点の整備

本市の茶（島田茶、金谷茶、川根茶）を広く紹介し、茶園の美しい景観を観光資源として活用し、茶所を表現する拠点施設であるお茶の郷の充実とその周辺整備に努めます。

また、川根温泉、田代の郷温泉それぞれの特色（湯量、泉質）を活かした温泉利活用の中で、川根温泉は滞在型観光施設、田代の郷温泉は日帰り型健康増進施設としての整備を進めます。

### 4 観光情報の発信（重点プロジェクト関連）

本市の魅力を発信するためには、まず市民に観光情報を発信し、市民が自信をもって島田に訪れる人に紹介できる「人が人を呼ぶ」ネットワークづくりを推進します。

また、各種メディアを利用し、常に新しい魅力的な情報を国内外に向け積極的に発信します。

### 5 新たな観光資源の発掘（重点プロジェクト関連）

近年、人々の価値観が経済優先から個人の生活や心の豊かさ・癒しへと移ってきている中、都会にない本市の特性を活かした自然・歴史・文化の体験と住民と交流できるフットパス（自然の中などを散策できるように整備された遊歩道）などの新たな観光資源を発掘します。

また、大井川鐵道を利用した奥大井との連携や、川根地域の島田市山村都市交流センターささまと川根温泉などの宿泊施設を活用し、恵まれた自然資源を活かした付加価値の高い滞在・通年型観光を推進し、様々な観光ニーズ

に応じることのできる、新たな観光ルートの提案や既存観光ルートのさらなる充実を図ります。

## 6 広域連携型観光の振興

富士山静岡空港を核とした周辺市町との広域的な連携を図り、国内外から誘客できる魅力ある地域づくりを図ります。

### 協働によるまちづくり

本市には伝統芸能や行事（島田大祭・金谷茶まつり・笹間神楽など）が数多くあり、多くの市民が継承しています。これらの魅力的観光資源を活かし、市民と行政が一体となった協働による「島田らしい」観光振興を推進します。

## 第4章 だれもが健やかで幸せに暮らせる 健康・福祉のまち

- 1 地域福祉の推進
- 2 次世代育成支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 国民健康保険事業の健全な運営

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、地域社会の中でお互いに助け合いながら、健康でいきいきとした生活を送れるよう主体的に行動します。

### 事業者の責務

事業者は、地域社会の一員として、福祉活動や雇用面での貢献、就労環境の向上などに積極的に取り組みます。

### 行政の責務

行政は、市民だれもが健やかで幸せに暮らせるように、基盤の整備や環境づくりに取り組みます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
小地域福祉活動地区の組織率 （島田市地域福祉計画に基づき、島田市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の活動主体）	20%	50%	100%
合計特殊出生率	1.30	1.30	1.30
要介護（要支援）認定率 （65歳以上の高齢者のうち要介護（要支援）認定者が占める割合）	12.2%	13.5%	14%
特別養護老人ホームへ入所の必要性が高い待機者数 （特別養護老人ホーム入所申込者のうち、家族の状況等の理由により入所の必要性が高い人の実人数）	約 50 人	約 40 人	約 30 人
特定健診の受診率 （国民健康保険被保険者の受診率）	-	65%	65%
特定保健指導の実施率 （国民健康保険特定保健指導対象者の実施率）	-	45%	45%
診療所等から病院への患者紹介率 （（初診料算定紹介患者 + 初診料算定緊急入院患者） / 夜間休日外来受診を除く初診患者）	38.1%	45%	50%
時間外救急患者に占める軽症患者の割合 （時間外救急患者外来診療件数 / 時間外救急患者総診療件数）	87.2%	85%	80%
国民健康保険税の収納率	93.2%	94%	95%

## 4 - 1 地域福祉の推進

### 施策の目的

みとめあい、ささえあい、世代を超えて健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

経済の高度成長や核家族化そして少子高齢化社会へと生活環境が大きく変化し、多様化する中で、隣組や近所で助け合うといった地域の関係が薄れてきました。一方、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯や障害のある人をはじめ支援を必要とする人が増加するとともに、精神的な不安やストレスから家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど新たな課題がみられるようになっていきます。

こうした現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するためには、生活の拠点である地域の中で、他人を思いやり、お互いをささえ助け合い、だれもがその人らしい安心で充実した生活が送れる地域社会づくりを通じて、地域福祉の推進をしていくことが必要です。

## 施策の方向

### 1 相談及び支援体制の整備（重点プロジェクト関連）

支援を必要とする人が声を上げられる仕組みや発見する仕組みをつくり、身近で総合的な相談が受けられ、適切なサービスが利用できる体制の整備を図ります。

### 2 災害時要援護者に対する支援体制の確立（重点プロジェクト関連）

自主防災会と民生委員・児童委員との連携強化を行い、災害時において支援を必要とする者への支援体制づくりを行います。

## 協働のまちづくり

社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を定め、社会福祉協議会を中心として、住民や関係機関、市民活動団体などの関係諸団体と連携した地域福祉の推進の仕組みづくりを行います。

## 4 - 2 次世代育成支援の推進

### 施策の目的

子育てを地域全体で支援し、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

平成 17 年に次世代育成支援島田市行動計画を策定し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでいます。

少子化が進む一方で、家庭環境や就労環境の変化等により保育所の入所児童数は年々増加している状況にあります。また、核家族化等家族構成の変化に伴い、子育てに不安を持つ家庭が増加しています。その支援策として仕事と子育てが両立できるように、延長保育、一時保育などの保育サービスや放課後児童クラブを拡充するとともに、保育所や幼稚園の園開放、地域子育て支援センターの拡充や地域において子育て支援に取り組む市民活動団体の育成に力を入れ、育児相談の充実、子育てに関する情報提供などを実施しています。

また、子どもに関するあらゆる相談と子育て支援の一環としての育児サポーター派遣及び気になる子ども等の療育支援としての児童デイサービス事業をこども発達支援センターにおいて実施しています。

今後は、入所希望児童の受入体制を整え、待機児童が発生しないように保育所と幼稚園及び放課後児童クラブと小学校の連携を図っていくことと、次世代を担う子どもが心身ともに健全に育成するために、家庭・地域・行政が一体となって、子どもが健やかに育つ環境づくりが不可欠です。

また、子どもに関するあらゆる相談・育児・療育支援の拠点施設として平成 20 年度から本格稼働しているこども発達支援センターについて、広く市民に周知していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 児童健全育成事業の充実

放課後児童クラブ等の子育て支援施設の整備・充実を図るとともに、子育て家庭への経済的援助やひとり親家庭への各種支援事業を充実させ、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努めます。

### 2 少子化対策事業の推進

不妊に悩む夫婦の経済的支援や産後間もない家庭等の育児相談及び支援を実施し、少子化対策に取り組みます。

### 3 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

保育所と幼稚園との連携等を推進し、地域の実情に応じた就学前児童の受入体制を確保します。また、延長保育や一時保育など多様な保育サービスの提供や幼児教育の振興を図るため、民間保育所や私立幼稚園に対し必要な助成や支援をします。

### 4 こども発達支援センター機能の充実

就学前の発達が気になる子ども等が住みなれた家庭や地域で生活ができる支援体制の拠点施設として、また、子どもに関するあらゆる相談や早期療育支援のための拠点施設として、こども発達支援センターの周知に努めるとともに、センター機能の充実を図ります。さらに子育て支援の一環としての育児サポーター派遣についても、ニーズに対応した支援をします。

## 協働のまちづくり

保育所、幼稚園及び地域の子育て支援団体等とのネットワークを充実させて、情報交換を図り、人材の育成に努めるとともに、家庭と地域と行政が一体となって、ライフステージに応じた子育ての支援に取り組みます。

### 4 - 3 高齢者福祉の推進

#### 施策の目的

高齢者を支援し、高齢者がいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指します。

#### 現状と課題

全国的に高齢化が進む中で、本市の高齢化率は平成 20 年度において 24% を超えています。今後もさらに高齢化が進んでいくことが予測されることから、高齢者の生活機能の低下が懸念されるとともに、介護保険給付費の増大が大きな負担となってきます。そこで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、介護予防を重視した取組が重要となっています。また、ひとり暮らしや高齢者世帯も増加しており、それらの人たちへの支援体制の整備が求められています。

団塊の世代をはじめ、元気で豊富な経験と知識を持った人たちの活力を地域社会で活かし、高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、支援していくことが求められます。

また、平成 20 年 12 月現在における市内の特別養護老人ホームへ入所の必要性が高いと思われる待機者数はおよそ 50 人と推測されます。高齢者が安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉施設の整備や在宅サービスの充実を図っていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 地域や家庭での暮らしを支える高齢者福祉サービスの充実

高齢者の増加に対応したサービスの充実を図ります。また、地域で生活する高齢者を総合的に支えていくための拠点となる地域包括支援センターの充実を図ります。

### 2 高齢者の自立と社会参加の促進（重点プロジェクト関連）

高齢者の活動の場・就労機会の拡大や老人クラブの活動、世代間交流の支援に努めます。

平成 21 年 4 月開館の老人福祉センターは、老人クラブ活性化の活動拠点として、また、高齢者の生きがいづくりや健康増進に活用します。

シルバー人材センターについては、高齢者の就業機会を提供し、高齢者の生きがいを高めるとともに、地域に貢献する団体として、今後も支援します。

### 3 高齢者福祉施設の整備

高齢者の健康増進や自立を支援し、安心して暮らしていけるよう高齢者の実態等を踏まえ、必要に応じて福祉施設の整備を図ります。

### 4 介護保険サービスの充実

介護予防施策が効果を上げ、適正な介護サービスが提供されるよう、介護保険サービス提供体制の充実や安心して利用できる環境づくりを推進します。

## 協働のまちづくり

ひとり暮らしや高齢者世帯について、民生委員・児童委員や自治会、地域コミュニティ組織、市民活動団体などと連携し、高齢者見守り台帳の活用等により、地域での見守り体制の充実を図ります。

## 4 - 4 障害者福祉の推進

### 施策の目的

みとめあい、ささえあい、わたしらしく生きることのできる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行により、障害のある人が地域で自立した生活を送るためのサービス提供の仕組みが定められました。障害のある人が住み慣れた地域で、自分のライフスタイルに合わせた生活ができるよう、国や自治体による施策が推し進められています。

本市でも、平成 18 年度に島田市障害者計画と島田市障害福祉計画を策定し、これに沿って障害福祉の諸施策に取り組んでいます。また、施策を円滑に実施するために、障害のある人や民間の専門家、公的機関の代表者等で構成される「島田市地域自立支援協議会」を平成 20 年 2 月に立ち上げました。

今後も生活環境の大きな変化を伴う障害者自立支援法による体系のもとで、障害のある人が地域社会の一員として暮らしていけるよう、住民や民間事業者や関係機関が協力して、支援の充実を図る必要があります。

## 施策の方向

- 1 だれもが自分らしく暮らせる仕組みづくり（重点プロジェクト関連）  
障害のある人の雇用と就労の場及び住まいの場の確保を図り、社会の一員として参加し、活躍できる場や機会づくりを推進します。また、住み慣れた環境のもとで暮らしていけるよう福祉サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。
- 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備（重点プロジェクト関連）  
わかりやすい情報の提供やコミュニケーション手段の充実を図るとともに、道路や公共施設などのユニバーサルデザイン化を進めます。
- 3 障害のある人の生活環境変化等への対応  
島田市障害者計画等による施策の推進状況や障害福祉に係る社会資源について、障害のある人やサービス事業者をはじめ幅広い分野の関係者で構成される島田市地域自立支援協議会による協議を踏まえ、定期的に見直しを行い、今後の施策に反映させます。

## 協働のまちづくり

障害のある人と障害のない人の交流を促進し、理解を深め、ともに生活していく地域社会づくりを推進します。

## 4 - 5 健康づくりの推進

### 施策の目的

市民一人ひとりが生涯を通して健康で自分らしく生きるため、自ら健康づくりを実践することができる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

健康づくりを充実するためには、市民への健康に対する一層の意識改革を図っていくことが課題となっています。

市民一人ひとりが自らの意思で健康診査を受け、健康を意識して、食事、運動、休養のバランスの取れた生活を実践していくことが重要となります。そのため、市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、健康づくり体制の構築が必要です。

近年、出生率の低下や核家族化・育児情報のはん濫など、子どもとその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。育児に対する不安やストレスは増大する傾向にあり、中には虐待などにつながる例も見られます。関係機関と連携した子育て支援と家族や地域で親子を支える体制づくりが重要です。

さらには、本市の特色である茶や温泉を活かした心と体の健康づくりに取り組むことなどにより魅力あるまちを創り出すことが求められます。

これらの課題については、市民及び関係機関等の意見を反映して市民の健康づくりの指針となるべき島田市健康増進計画を策定し、事業を実施します。

一方、食生活環境は、社会環境の変化、ライフスタイルの多様化等により、大きく変化し、その影響が栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の安全を脅かす事案の発生等、様々な問題が発生しています。これらの問題を解決するためにも、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践するための食育推進体制の確立が求められます。

## 施策の方向

### 1 健康長寿の推進（重点プロジェクト関連）

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに合わせた食事、運動、休養等の正しい知識の普及啓発を行い、疾病を予防し、健康長寿を目指します。

また、疾病予防につながる健康診査や各種がん検診の受診率の向上に努め、市民の健康を守ります。

### 2 母子支援体制の充実

母子ともども健やかに成長できるように、関係機関と連携し支援体制の強化を図ります。

### 3 食育の推進（重点プロジェクト関連）

郷土の気候風土や食材等、地域特性を活かして、豊かな人間性を培い、健康で活力あるまちづくりを目指すため、関係機関、関係団体等と連携・協働して食育を推進します。

### 4 歯科保健・感染症予防の充実

歯科予防、検診の推進に努め「8020 運動（80 歳で自分の歯を 20 本以上残す運動）」を積極的に推進します。また、予防対策の充実を図り、感染症の予防等に努めます。

### 5 茶や温泉等を活用した取組（重点プロジェクト関連）

本市の特色である茶や温泉、スポーツ施設等を活用して、いつでも、どこでも気軽に健康づくりが実践できる取組を進めます。

## 協働のまちづくり

保健委員の活動組織である保健委員協議会や健康づくり食生活推進協議会をはじめ、医師会・歯科医師会等の関係機関、関係団体と連携・協働して市民の健康づくりに努めます。

## 4 - 6 地域医療の充実

### 施策の目的

必要な医療サービスを市民が受けられるようにすることを目指します。

### 現状と課題

少子高齢化の進行、生活習慣病などの疾病構造の変化等、医療を取り巻く環境が変化し、治療優先の病院収容型医療から地域で過ごしながらか治療する生活優先型の医療へと、市民のニーズが変わりつつあります。市民が地域で療養生活を送るためには、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を持っていただくことが重要となります。また、疾病だけでなく、その人の生活背景を踏まえた包括的医療サービス体制が確立されることも重要となります。更に、中山間地域での医療提供や疾病の変化に対応した適切な治療などが行えるよう、病院と診療所との連携体制の確保も必要です。

救急医療に関しては、島田市医師会及び榛原医師会の協力を得て一次救急医療を実施しています。休日は島田市休日急患診療所への医師派遣や在宅当番医制で対処し、夜間は志太榛原地域の市町により設置運営されている志太・榛原地域救急医療センターで対処しています。休日・夜間の二次救急医療は志太榛原地域の公立4病院が輪番制で行っていますが、特定の専門医の不足等により各病院だけでは二次救急医療体制を維持することが難しく、県立病院や静岡市内の病院も含めた広域的な医療連携が進められています。また、救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、救急現場から治療を開始するとともに、搬送時間の短縮を目的にドクターヘリ等の活用が必要です。

災害医療に関しては、島田市地域防災計画の医療救護計画に基づき、行政、病院、診療所及び薬局が連携し、救護所の開設、傷病者の搬送などの適切な医療救護体制を整備しています。実際に災害が発生した際に体制が円滑に機能するよう、日頃の訓練を行うとともに、県内外での災害時相互支援など、広域的な医療連携を図っていくことも重要です。

市民病院に関しては、全国的に勤務医・看護師が不足する中、特定の専門医が不足・不在となっており、必要な医療サービスを市民が受けられる体制を確保することが課題となります。また、質の高い医療サービスを、継続的に提供していくために、新病院の建設に向けた取組を進めるとともに、経営の効率化を図ることが課題です。

## 施策の方向

- 1 地域医療連携の強化（重点プロジェクト関連）  
地域の基幹医療施設である市民病院と診療所及び病院間との連携を強化し、地域全体で継続的に市民の健康を守ります。
- 2 救急医療体制の維持  
志太榛原地域の病院及び医師会相互の連携を強化し、一次・二次救急医療体制の維持に努めます。
- 3 災害医療体制の整備  
行政、病院、診療所及び薬局の連携を図り、適切な医療救護体制の整備に努めるとともに、広域的な医療連携を図ります。
- 4 市民病院の機能充実（重点プロジェクト関連）  
大井川流域の中核的医療機関としての機能を維持するため、病院の施設、設備等の整備を図ります。
- 5 市民病院の経営効率化  
質の高い医療サービスを継続的に提供するため、病院経営の効率化を図ります。
- 6 市民病院勤務医等の確保  
勤務医等の労働・居住環境の改善を図り、医師不足の解消に努めるとともに、看護専門学校の実業を通じた看護要員の安定的な供給と質的向上を図ります。

## 協働のまちづくり

地域医療を守るために、かかりつけ医を持ち、必要に応じて病院を受診するなど、各医療機関の機能に応じた受診が行われるよう、市民と協働して医療機関の適正利用の浸透に努めます。

## 4 - 7 国民健康保険事業の健全な運営

### 施策の目的

医療保険制度として、被保険者が安心して医療が受けられるよう健全な事業運営の実現を目指します。

### 現状と課題

国民健康保険制度は、地域医療の確保と市民の健康増進に大きく貢献し、国民皆保険体制の中核として極めて重要な役割を果たしていますが、運営は厳しい状況にあります。国民健康保険制度の対象者は、自営業者や職業を持たない年金受給者等ですが、加入者の高齢化や低所得者の増加により、収入は伸び悩みの状況にある一方、保険制度の見直しが行われているものの高齢化による受診機会の増加、医療技術の高度化などにより医療費の支出は、増加しています。

このため、市民の健康に対する意識を高めるとともに、人間ドックの助成、多受診世帯の訪問指導、生活習慣病の予防のための特定健診・特定保健指導などにより、医療費の増加を抑制する必要があります。

また、国民健康保険事業の健全経営を確保するため、納税の責任と公平性の観点から、下降傾向にある収納率の向上が求められています。

## 施策の方向

### 1 特定健診・特定保健指導等の実施

生活習慣病や疾病の早期発見・予防のため、積極的なPRを行うとともに、特定健診・特定保健指導等を実施します。

### 2 医療費の適正化

医療機関から出されるレセプト点検の強化により、適正な診療報酬支払を推進します。

### 3 国民健康保険財政の健全運営

国民健康保険事業が被保険者の納税によって支えられ、被保険者が安心して医療が受けられるという意識の高揚に努めます。



## 第5章 自然と共生する資源循環型のまち

- 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
- 2 循環型社会の推進
- 3 自然環境の保全と活用
- 4 環境教育の充実

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、地域環境の保全などの問題に主体的に取り組むため、市のシンボルである大井川や森林・里山などへの理解を深めるとともに、家庭から出る廃棄物の減量・再資源化に努めます。

### 事業者の責務

事業者は、廃棄物の減量や再資源化に努め、住工混在地域が多い地域の特性を踏まえ、大気汚染や騒音などの減少を図るとともに、市民等へ再資源化可能な商品の提供に努めます。

### 行政の責務

行政は、「島田市環境基本計画」について、市民・事業者・行政が一体となって推進できるよう努めるとともに、市民や事業者が活動しやすい環境整備を図ります。

みんなをめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
太陽エネルギー設備の発電容量(太陽エネルギー利用設備導入助成利用者の発電累計容量)	1,215kw	2,890kw	4,290kw
リサイクル率（資源化率） （古紙・ペットボトル・トレイ・牛乳パックなどの回収率）	24.8%	27.9%	28.9%
市民一人当たりごみ排出量	976 g /人・日	965 g /人・日	958 g /人・日
自然環境の保全に関する満足度(市民意識調査の満足度比率)	47.3%	50%	50%
環境に関する講座・体験教室等への参加者の割合(講座等参加者数 /人口)	4.9%	10%	10%

## 5 - 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進

### 施策の目的

環境への負荷を低減させることで、持続的な発展ができる地域社会の構築を目指します。

### 現状と課題

地球温暖化やオゾン層の破壊など、人間の活動が主な原因となって発生する環境問題が、地球的な規模で深刻な影響を及ぼしています。

本市では、持続的な発展が可能な地域社会の構築のため、環境施策の基本的方針を示した「環境基本条例」を制定し、環境への負荷を低減させるまちづくりを推進しています。

また、市全体の環境の保全及び創造に向けた取組を示した「島田市環境基本計画」や行政の率先実行計画である「地球温暖化防止実行計画」に基づいて、各種環境施策を推進しています。

地域の住みよい環境を確保・保全するため公害の未然防止に努めていますが、市内には住工混在地域や住農混在地域が多く存在していることから、公害発生源者と被害者の間の物理的距離が狭まっています。このため、公害発生苦情件数が増加する恐れがあります。

公害の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全するためには、工場・事業場の環境監視指導を行うとともに、市内の環境汚染の現状把握に努めることが重要です。

## 施策の方向

### 1 島田市環境基本計画の推進

循環、共生、参加型社会の構築を目指し、地球規模の環境問題を地域から解決していくため、環境の保全及び創造に向けた取組を示した「島田市環境基本計画」について、市民・事業者・行政が一体となって推進できるよう努めます。

### 2 地球温暖化防止活動の推進（重点プロジェクト関連）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方自治体に策定・公表が義務づけられた実行計画の達成に向けて、行政の事務及び事業による環境負荷の低減に取り組みます。

また、温室効果ガスの排出量の約 20%を占めるといわれている家庭からの排出量を削減するため、太陽光・熱エネルギー利用の促進や、事業者による環境マネジメントシステムの取得による温暖化防止対策を推進します。

### 3 地域エネルギー利用の推進

化石燃料に依存するエネルギー需要は、環境への負荷や埋蔵量の枯渇が危惧されているため、環境に優しい代替エネルギーとしてバイオマスエネルギーや風力エネルギーなどの地域エネルギー利用の調査・研究に努めます。

### 4 公害の防止対策の推進

公害の発生を未然に防止するために環境監視指導をより充実するとともに、苦情に迅速かつ適切に対応するための処理体制の充実を図ります。

## 協働のまちづくり

望ましい環境像を実現するための島田市環境基本計画の確実な推進を図るため、市民・事業者・行政の3者が連携して事業に取り組むとともに、成果について環境報告書により周知します。

## 5 - 2 循環型社会の推進

### 施策の目的

廃棄物の発生の抑制や再資源化を進めるとともに、排出された廃棄物の適切な収集運搬・中間処理・最終処分を行い、循環型社会の構築を目指します。

### 現状と課題

資源不足が世界的な問題となっていることから、廃棄物の再資源化による循環型社会を推進する必要があります。

本市では、資源ごみの他に燃えるごみ、燃えないごみ（廃家電や主に金属ごみ）の3分別収集を実施しています。平成18年度の焼却場の新設に伴ってごみの分別方法を変更したことから、自治会や市民活動団体などの協力により新たなごみの分別ルールを周知徹底する必要があります。

廃棄物の総量は微増傾向が続いているため、更なるごみの減量と再資源化が必要であり、事業者への過剰包装の防止の啓発など廃棄物の発生抑制（リデュース）に向けた取組を推進します。

また、本市のし尿、家庭雑排水等の処理に係る汚水処理人口普及率は約29%であり、静岡県全体の約70%と比べて低くなっています。そのため、公共下水道の計画的な整備に加え、下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えの推進を図る必要があります。

し尿や家庭雑排水を適切に処理するため、島田地域は、浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地汚水処理場の各施設において、川根地域は、クリーンピュア川根（一部事務組合）において川根本町と共同で組合事業として、適切に維持管理する必要があります。

## 施策の方向

### 1 資源循環型社会の形成

廃棄物の排出を抑制し、排出された廃棄物については可能な限り資源として適正かつ有効な利用を図ることで、循環型社会を推進します。再利用できない廃棄物は適正な処分をすることにより、環境負荷を低減します。

### 2 公共下水道施設等の整備

循環型社会の推進を図るため、効率性や財政状況等を考慮しながら公共下水道の計画的な整備を行い、公共下水道の普及率向上を図ります。

公共下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽設置のための補助金交付事業を実施し、合併処理浄化槽の普及率向上を図ります。

### 3 污水处理施設の維持管理

し尿や家庭雑排水を適切に処理するための浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地污水处理場の各施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した住宅団地污水处理施設については、改修を進めます。

また、川根地域のクリーンピュア川根（一部事務組合）においては、施設の適切な維持管理に努めるとともに、処理経費の縮減に努めます。

### 4 生活用品活用バンクの推進

省資源、ごみ減量対策などの環境面からも家庭で廃棄する備品等については、積極的にバンクに登録していただき、再利用の推進を図ります。

## 協働のまちづくり

市民、事業者とともに買い物時のマイバック持参によるレジ袋の削減や、使用済み廃食用油のBDF（Bio Diesel Fuel：バイオディーゼル燃料）化、剪定枝の堆肥化などの再資源化への取組を推進し、ごみの減量化を促進します。

### 5 - 3 自然環境の保全と活用

#### 施策の目的

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、多様な自然環境の保全を目指します。

#### 現状と課題

本市は、合併による市域の広がりによって、北部には山地、南部には牧之原台地や扇状地という豊かな自然に恵まれる環境にあります。また、市のシンボルである大井川が市のほぼ中央を流下し、その他の中小河川や水路が市域を網の目のように流れています。

しかし、中小河川については護岸工事が行われ、また市街化・宅地化が進んだことから、かつて多く見られた水路もふた掛けや暗渠化され、身近な環境から、水辺が減少しつつあります。

このため、今後は、河川の持つ親水機能及び水辺空間機能を高め、河川整備事業に併せて水辺の自然環境の保全に配慮した河川敷堤防沿いの遊歩道・緑地の整備が必要です。

農地については、担い手の高齢化や、耕作地等を所有しているが農業をほとんど行わない土地持ち非農家が増加しています。そのため、平成12年から平成17年の5年間で経営耕作面積が約6%減少し、遊休農地が増加しており、その対策が急務となっています。

山林については、長期的な国産材の需要低下により林業生産活動や林業従事者の減少を招き、担い手不足による山林の荒廃が危惧されています。

## 施策の方向

### 1 自然環境の保全・活用

大井川の歴史と文化を肌で感じられるような親水空間や、水の恵みが身近に感じられる空間を整備します。

また、みどり豊かなふれあいの場づくりとして森林や里山の保全・復元に取り組むとともに、水とみどりの共生や動植物の生態系に配慮した環境の創出に努めます。

さらに、大井川や森林の地域資源を活用し、市民が自然の大切さを理解しながら、気軽にその豊かさとふれあえる機会づくりに努めます。

### 2 農地、森林の保全と多面的な機能の活用（重点プロジェクト関連）

農地については、地域における保全活動を支援して、遊休農地の減少対策を進めることで、多面的機能を有する農地の保全活用に努めます。

森林については、国土保全や水源かん養などの公益的機能を損なう荒廃防止を図るため、担い手の育成や適正な管理を進めるよう努めます。

### 協働のまちづくり

市民、市民活動団体、事業者、行政の協働により、自然環境を守り育てる活動を支援し、促進するとともに、自然の豊かさ、大切さにふれあえる機会づくりを進めます。

## 5 - 4 環境教育の充実

### 施策の目的

地域・家庭・学校での環境教育・学習を充実するとともに、環境問題に主体的に取り組むことのできる人材育成を目指します。

### 現状と課題

近年の環境問題は、地球温暖化のように影響が広域化し、また原因が複合的になっていることから、市民・事業者・行政が環境に対して共通の理解を持ち、意識の向上や問題解決能力を高めるなど、協力して問題解決に取り組む必要があります。

また、市民活動団体・事業者・行政等各団体が、それぞれ環境保全活動を実施していますが、相互の情報交換や連携が十分とはいえない状況です。そのため、環境活動の状況把握に努めるとともに、活動内容の情報発信が必要です。

また、環境の各分野に対応する人材等が不足していることから、各団体への環境教育の場の提供や講師の派遣など、環境教育の推進のための体制づくりが必要です。

## 施策の方向

### 1 環境教育・環境学習の推進

学校教育の場では、総合学習の時間に環境教育が実施されていますが、環境の各分野で教えることのできる人材等が不足していることから、学校教育担当者の研修や環境人材バンク登録者の派遣など環境教育の支援体制の構築を図ります。

### 2 環境に関する情報の共有

環境への関心の高まりを背景に、様々な主体から情報が提供されていますが、提供元や提供内容について情報が十分に整理されていないため、だれもが簡単に知りたい情報を入手できるような情報発信拠点の整備を図ります。

### 協働のまちづくり

環境問題を解決していくために、市民活動団体・事業者・行政の三者がよりよいパートナーシップを構築し、家庭版環境マネジメント事業や市民環境塾等の開催を通じ、市民の環境意識の向上に努めます。



## 第6章 人を育て、歴史を大切に 新しい文化を創造するまち

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 スポーツの振興
- 5 芸術・文化活動の振興
- 6 歴史資源の保存と活用

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、自発的に学習やスポーツ・芸術文化活動に参加し、そこで得られた経験を踏まえて、活動の担い手として、地域にその成果を還元します。

### 事業者の責務

事業者は、自らの事業活動で得た専門性などを活かして、地域の学習やスポーツ・芸術文化活動に積極的に協力します。

### 行政の責務

行政は、学校教育における学習環境の整備に努めるとともに、各年代のニーズに応じた学習・スポーツ・芸術文化活動の環境整備に取り組みます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
2010 プランの状況調査で「授業の内容がよく分かる」と回答した児童の割合 （「授業内容がよく分かる」と回答した児童 / 回答児童数 × 100）	小学生 78.4%	小学生 80%	小学生 85%
	中学生 53.7%	中学生 60%	中学生 65%
生涯学習講座の受講者数	7,967 人	9,000 人	10,000 人
図書館資料の貸出冊数 （市民一人当たりの貸出冊数）	5 冊	7.5 冊	10 冊
青少年育成教室、親教育講座の受講者数	265 人	280 人	300 人
スポーツ教室への参加者数 （市が開催するスポーツ教室への年間参加者数）	1,184 人	1,500 人	2,000 人
市が主催する文化事業の入場率 （入場定員に対する入場者数の割合）	60%	80%	80%
歴史資源に触れた人数 （博物館や史跡等の訪問者数及び出前講座参加者数の合計）	35,000 人	38,000 人	41,000 人

## 6 - 1 学校教育の充実

### 施策の目的

一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進や地域との連携による教育力の向上により、豊かな人間性を育む児童生徒の育成を目指します。

### 現状と課題

人口減少の時代に突入し、少子高齢化や核家族化の進行、インターネットや携帯電話に代表される高度情報化の進行、いじめや不登校の増加、子どもの規範意識の低下、家庭や地域の教育力の低下など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、子どもたちには幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携のもと、良好な人間関係をつくる力や社会生活に適応できる力を身につけるとともに、他人への思いやりや感動する心を育むことなどが期待されており、家庭・地域・学校が一体となって次世代を担う子どもたちを育成することが求められます。

本市では、「学ぶ喜びのある学校の創造」を重点目標とし、確かな学力・豊かな心・健康な体と意志の育成を目指しています。

学校は、これまで以上に地域や保護者と密接に連携を図りながら、特色ある学校づくり、開かれた学校づくり、信頼される学校づくりなどに取り組んでいかなければなりません。

また、個に焦点をあてた教育の充実や、良好な教育環境を維持保全するために、学校施設の整備をさらに推進していくことも課題となっています。

## 施策の方向

### 1 教育環境の充実（重点プロジェクト関連）

教材や学校図書などの整備、安全・安心を確保するための学校施設等の改善や家庭・地域・学校の連携と幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携することにより、個に応じた指導の推進や風土に根ざした学習環境の充実を図ります。さらに、経済的な理由により就学が困難な者に対する支援も推進します。

また、児童生徒の減少傾向を踏まえた上で、最適な教育環境づくりについて、引き続き検討します。特に川根地域では、中高一貫教育を進め、地域の実情に合わせた教育環境の充実を図ります。

### 2 食育教育の充実（重点プロジェクト関連）

望ましい食習慣や食生活が身につくよう、栽培活動を活かした食育を推進します。

また、安全な学校給食を提供するために給食施設の整備を進めます。

### 3 学校の特色化と教育活動の充実

和文化教育、音楽や美術、読書活動などを通して豊かな心を育成し、体育の授業改善、体験活動の重視、不登校対策、教育相談体制を充実させ、特色ある学校づくりとともに健康な体と意志の育成を図ります。

また、特別支援教育の充実や授業改善を通して、確かな学力の育成を図り、信頼される学校づくりに努めます。

### 4 情報・コミュニケーション教育の充実

教育用コンピュータ、校内LAN（Local Area Network：同一建物内などの情報通信ネットワーク）などのICT環境の整備と教員のICT指導力の向上を支援します。また、ICTの教育への活用を促すとともに、校務の情報化を推進します。

情報ネットワーク設備の充実や機器を利用した教育を推進し、ALT（Assistant Language Teacher：外国人指導助手）を活用した英語の授業や小学校の英語活動、人権教育など、社会や時代の変化に対応した教育の充実を図ります。

## 協働のまちづくり

P T A、市民活動団体やスクールガードリーダーの活用など、家庭・地域・学校の連携・協力による開かれた学校づくりや子どもたちの安全・安心な教

育環境を確保し、地域ぐるみで子どもを育てます。



## 6 - 2 生涯学習の充実

### 施策の目的

生涯学習を通して市民としての意識と連帯を培い、人づくり・地域づくり・まちづくりのできる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

近年の自由時間の増加や価値観の多様化に加え、国際化や高度情報化、技術の高度化などを背景として、時代の変化に的確に対応できる人づくりが求められています。

本市では、これまで公民館、図書館、博物館などで、市民と行政の協働による生涯学習活動を推進してきました。今後は、市町村合併や高速交通体系の進展を受けた新たなまちづくりの展開のため、「まちづくりの力となる人づくり」を推進する必要があります。

そのためには、自発的な学習はもとより、学びあい、育てあい、楽しみあうことのできるソフト・ハードの総合的な環境整備が必要です。

また、急激な社会変化の中で子どもを中心に、活字離れ、読書離れが進行しており、自主的・主体的な読書活動の推進に向けて、「本に出会い」「本に親しみ」「本を活かす」機会を提供することが求められています。このような中で、平成19年3月に策定された「島田市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校、図書館等の関係機関が十分に連携・協力して、読書環境の整備を図っていくことが必要です。

さらには、単に図書を貸し出して読書を支援するだけの施設から、市民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するレファレンス機能の充実が求められています。

## 施策の方向

### 1 生涯学習の推進（重点プロジェクト関連）

市民一人ひとりの目指す豊かな生きがいを大切にし、様々な願いや価値観を持った市民が、お互いを尊重し、支えあい、研鑽しあいながら目的達成を図るため、公民館・図書館・博物館との連携、地域の施設や学校の地域連携室の活用などにより生涯学習環境を整えます。また、学んだことを地域に還元するための組織づくりを支援します。

### 2 公民館機能の充実・整備

市内全域で、公民館という学びの場を通して、豊かな暮らしや生き方、個性あふれる地域文化、活力と思いやりのある地域社会づくりが推進されるよう、公民館機能の充実・整備を推進します。

### 3 読書活動の推進と読書機会の提供の充実

市民の自発的な学習意欲に応えられるよう図書館の蔵書・資料の充実に努めます。また、地域に根ざした図書館としての役割を担うため、「茶」、「大井川」など、地域の歴史や文化、産業などの資料を重点的に収集します。

地域コミュニティ施設や公民館、学校図書館と市立図書館との連携を深めることによる図書館資料の提供の充実に図り、読書機会の提供を進め、読書人口の拡大に努めます。

### 4 図書館サービス機能の拡充

図書館は、地域の情報拠点として、資料や情報と人を結びつけるとともに、人と人を結びつける役割があります。市民が日常生活で抱く様々な不安や課題を解決していく情報提供等の機能充実に図り、まちづくり、人づくりに向けて地域や市民にとって役に立つ図書館づくりを推進します。

## 協働のまちづくり

市民学級、高齢者学級等の学習の場、公民館まつり、フェスタしまだ等の発表の場において、受講者や参加者などとの連携を図り、事業の企画運営にあたります。

また、図書館を拠点とした読み聞かせ活動や、対面朗読・音訳・点訳等のボランティア、さらには、本の整理や修理などのボランティア等を育成するとともに、活動の場を提供します。

## 6 - 3 青少年の健全育成

### 施策の目的

家庭、地域、学校の連携を深め、地域社会全体で健全な青少年の育成を目指します。

### 現状と課題

人口構造の急激な変化の下、世帯人員の減少、離婚率の上昇、労働の多様化及び流動化等青少年を取り巻く環境が大きく変動しています。少年の刑法犯検挙人員は全国的に減少傾向にあるものの、少年による特異・凶悪な事件も数多く起こっており、青少年の人間形成に大きな影響力を持つ家庭・地域・学校のかかわり方などが課題となっています。

青少年の健全育成の原点である家庭は、基本的な生活習慣、思いやり、善悪の判断など、生きる力の基礎になる資質や能力を培うための、最も基本的な場所ですが、家庭の教育力が低下しているとの指摘もあります。家庭の教育力の向上には、保護者に対して家庭教育の重要性を認識してもらう必要があります。

また、地域・学校については、青少年健全育成団体やPTA、自治会、学校等の地域全体の意識啓発と体制の充実を図る必要があります。さらにこれら組織間の連携を強化して、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を、家庭・地域・学校が一体となって育てていくことが求められています。

将来の地域を担う心身ともに健全な青少年を育成していくため、地域の自然や文化とのふれあい、世代を超えた交流などの活動の場を整備していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 家庭教育の推進

核家族化の進行や価値観の多様化に伴う家族の絆の希薄化を防ぐため、講座開設などによる子育て支援や家庭の教育力を高めるための親教育を推進し、親と子、家族同士の良好な関係構築を支援します。

### 2 少年教育の充実

豊かな自然や地域文化とのふれあい、年齢や世代を超えた交流などを通して、郷土愛や生きる力、コミュニケーション力を育みます。

### 3 青年リーダーの養成

地域づくり活動家やレクリエーション指導者などの指導により、活力ある地域づくりの中核を担う青年リーダーを養成します。

### 4 青少年指導者の養成

指導力と教育力を兼ね備えた青少年指導者を、少年育成教室や団体活動などの青少年とのかかわりの中で養成します。

## 協働のまちづくり

青少年育成支援センター運営協議会が中心となり、青少年育成団体やPTA、自治会、学校などとの連携を図り、街頭指導など、地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進します。

## 6 - 4 スポーツの振興

### 施策の目的

子どもから高齢者までが手軽に楽しめて、継続できる生涯スポーツの普及・促進と、市民スポーツの競技力の向上を目指します。

### 現状と課題

近年、レクリエーションとしてスポーツを行うだけでなく、健康への意識の高まりからスポーツに取り組む市民が増加しています。

これまで、本市では、「市民ひとり1スポーツ」を目標に、子どもから高齢者まで、市民だれもが気軽に楽しめ健康的に継続できる生涯スポーツの普及・促進と市民スポーツの競技力向上を推進するため、体育指導委員や各種競技団体を中心としてスポーツ教室や各種大会を開催するとともに、総合スポーツセンターの建設に着手するなど、トレーニング環境の整備を積極的に進めてきています。

今後は、スポーツ振興基本計画を策定し、その方向性に沿って大井川マラソンコース「リバティ」や総合スポーツセンターなどを有効に活用して、生涯スポーツの普及・促進と市民スポーツの競技力向上をさらに推進していくことが必要です。

## 施策の方向

- 1 生涯スポーツの普及・促進（重点プロジェクト関連）

市民が、体力や技能、技術に応じてスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室等を開催するとともに、関係課と協力しながら健康を意識したランポウォークなどの生涯スポーツの普及・促進を図ります。
- 2 総合型地域スポーツクラブの創設（重点プロジェクト関連）

市民が地域の学校や公共のスポーツ施設などを活用し、「だれでも」、「いつでも」、「世代を超えて」、「好きなレベルで」、「いろいろなスポーツを」楽しめる環境の整備に向け、総合型地域スポーツクラブの創設を推進します。
- 3 スポーツ施設の整備促進（重点プロジェクト関連）

スポーツ振興の核施設として総合スポーツセンターの建設を進めるとともに、大井川河川敷を利用した各種のスポーツ施設・広場等の充実を図ります。

また、市民の声を反映して策定した田代の郷整備計画に基づき、陸上競技や遊歩道の機能を併せ持ったクロスカントリーコース等の整備を図ります。
- 4 市民スポーツの競技力の向上  
大井川マラソンコース「リバティ」やグラウンド・ゴルフ場などのスポーツ施設を活用し、スポーツ合宿の誘致や全国的な各種スポーツ大会を開催することにより、数多くのトップレベルのアスリートと市民との交流を促進し、市民スポーツの競技力の向上を図ります。
- 5 スポーツ振興基本計画の策定  
スポーツ振興基本計画を策定し、その方向性に沿って生涯スポーツの普及・促進と市民スポーツの競技力向上のために必要な施策を計画的に実施します。
- 6 障害者スポーツの支援（重点プロジェクト関連）  
障害者スポーツの普及に伴い、使用施設の提供や大会開催の支援等を検討します。

## 協働のまちづくり

体育指導委員の育成や各種競技団体の助成を行いながら、これらの団体と連携してスポーツ教室や各種大会を開催します。

## 6 - 5 芸術・文化活動の振興

### 施策の目的

真に豊かな生活が実感できる社会を実現するため、市民が芸術・文化及び茶文化に親しむ機会の充実を目指します。

### 現状と課題

市内の各地域では、文化に対する意識や環境が異なっていることから、各地域の文化施設（ホール）を文化の拠点として活用することによって、芸術・文化活動の振興を図る必要があります。

なお、中山間地域など文化施設から離れた地域では、文化施設までの交通手段の確保等の問題もあり、利用者が限定される傾向があるため、文化施設での文化事業だけでは芸術・文化活動の振興を図るには限界があります。

文化施設、博物館、お茶の郷等においては、質の高い芸術・文化を市民に提供するように努めていますが、企画内容によっては、入場者数確保の課題があります。

茶を素材とした人づくり・まちづくりを進めるには、市民一人ひとりが茶への理解を深め、茶のまちに住んでいることを自覚していることが重要です。お茶の郷の充実を図るとともに、市民が茶の歴史や文化などを学ぶことで、茶文化の香り高いまちづくりを進めて行くことが必要です。

## 施策の方向

### 1 文化的イベントの提供

文化施設での文化事業だけでなく、中学校区単位程度をエリアとした、地域巡回型の文化事業を計画し、直接地域に出向くことで、中山間地域などの文化施設から離れた地域に住む市民に対しても、良質な芸術・文化に触れる機会を提供します。

また、本市にかかわりのある企画展・イベント・各種教室などを開催し、博物館等の入館者数の増加を図るとともに、市民の文化意識の向上を図ります。

### 2 芸術・文化活動の担い手の育成

文化芸術家に関するワークショップ等を開催し、本物の芸術・文化をみて・ふれて・つくることを通じ、芸術文化をささえる人材の育成に努めます。

### 3 文化活動への支援（重点プロジェクト関連）

文化団体の育成を積極的に図るとともに、各団体（福祉団体・教育機関等）の実施する文化活動に対し支援をします。また、各団体相互が交流できる機会を提供し、文化活動の普及に努めます。

### 4 文化施設等の整備充実と活用

市民の文化活動の拠点として、文化施設及び地域コミュニティ施設等の整備充実を努めます。

また、これらの施設の老朽化や地域性及び利用状況等について調査研究し、今後の利活用の方向性を検討します。

### 5 茶文化の普及（重点プロジェクト関連）

お茶の郷を活用し、市民等が茶についての知識を深めることができるよう、お茶の郷事業の充実を図り、茶に関する様々な情報を受発信します。

また、茶の基礎知識や日本茶のいれ方に関するセミナーの開催などにより、茶所として、茶文化の普及を図ります。

## 協働のまちづくり

文化協会、各地域で活動しているサークル団体等及び行政が相互に連携し、芸術・文化に触れる場を提供できるよう努めます。

## 6 - 6 歴史資源の保存と活用

### 施策の目的

長い歴史の中で培われた郷土の歴史的文化遺産や伝統行事を後世に引き継いでいくため、文化遺産や文化財の保護・保存に努めるとともにその活用を図り、歴史・文化が息づく地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

本市は、東西交通の要衝地としてまた大井川を軸として流域に個性豊かな文化や伝統芸能が発達しました。島田大祭に代表される祭礼や東光寺猿舞、横岡神楽、笹間神楽などそれぞれの地域に長く受け継がれてきた伝統行事が残されています。しかし、現在そうした伝統行事がいくつかの課題を抱えています。少子高齢化による後継者不足さらに資金・資材の不足など年々深刻な問題になっています。また、市民の中で大切に保管されてきた郷土の歴史資料や文化財などが世代交代の中で散逸や保存について課題が生じています。

博物館では、本館において江戸時代に発達した交通をテーマとした常設展示と郷土の歴史文化・伝統芸能、芸術などをテーマとした展示会を開催しています。分館においては海野版画作品や民俗資料等の展示会を開催しています。社会の多様化の中で薄れつつある地域固有の文化を記録し、市民文化として発展していくことが求められます。そのためにも郷土資料の収集と保存、教育普及や情報提供などからも調査・研究や展示が今後も必要です。

また、本市では、大井川川越遺跡や諏訪原城跡などが国の史跡に指定されています。川越遺跡は一部の番宿などが復元されていますが、史跡整備や町並み景観形成など今後の課題となっています。諏訪原城跡についても発掘調査が進み今後の整備が待たれる状態です。なお、こうした史跡の整備にあたっては地区に住む人々と協働し歴史を活かしたまちづくりに取り組むことが必要です。

文化財全体を通じて、これらを後世に伝えるための保存管理について所有者だけでなく行政さらには地域社会が協働して取り組み、市民共通の財産として継承していくことが求められます。

また、埋蔵文化財についても発掘調査の実施により郷土の歴史の記録として留め、出土品についても展示することで教育普及していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 史跡保存整備の推進

国指定史跡の諏訪原城跡の整備計画を策定し整備を進めます。また、同じく国指定史跡の大井川川越遺跡や県指定史跡の上志戸呂古窯跡についても整備に向けて計画的な推進を図ります。

協働のまちづくりの一環として、遺跡や文化財の保存活動を推進するため住民や市民活動団体と協力して実施するとともに、歴史を活かしたまちづくりに向けて市民と協働して進めます。

### 2 伝統行事の保存と継承の支援（重点プロジェクト関連）

伝統行事の保存・継承を図るため保存会の活動を支援します。特に後継者の養成には若年層の協力が不可欠であり、そのため伝統行事の準備の段階から参加してもらうなど体験型の取組や伝統行事に着用する衣装や道具類の更新について支援します。

また、地域において活動している伝統行事の保存会同士の情報交換の実施や、市外における文化行事や保存会活動の調査研究、さらには伝統文化活動を行う市民活動団体との連携を支援することで保存・継承を図ります。

### 3 歴史資源を活用した体験型学習の普及

市内の小学校・中学校をはじめ自治会や市民活動団体などと連携して郷土の歴史や史跡、文化財などを紹介する出前講座を積極的に進めます。

また、博物館講座や機織り体験、埋蔵文化財などの遺跡の発掘体験、文化財巡りなどを開催し、直接歴史文化に触れることができる体験型学習の取組を進めます。

遺跡などから出土した遺物や歴史資料を積極的に公開し、教育普及と情報提供に取り組みます。また、こうした教育普及事業の開催については、市民活動団体と協調して実施するよう努めます。

## 協働のまちづくり

史跡や文化財の保護・保全を図り、郷土の歴史を大切にしたい地域のまちづくりに活かすため、市民や市民活動団体などと幅広い協働により進めます。



## 第7章 市民と行政がともに創る、 活力に満ちたまち

- 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- 3 公共施設の整備と適正配置
- 4 地域内外の交流の促進
- 5 開かれた行政と行財政の効率化

## 市民・事業者・行政の責務

### 市民の責務

市民は、郷土を愛する心を育み、まちづくりの主人公として、活力に満ちた地域社会をめざして、それぞれの立場で主体的に地域課題の解決に取り組みます。

### 事業者の責務

事業者は、専門的な知識・情報、幅広い人材などの社会的資源を活かし、地域の一員として地域社会への貢献に努めます。

### 行政の責務

行政は、市民のまちづくり活動を積極的に支援するとともに、幅広く市民の意見を市政に取り入れ、地域資源を最大限に活用した地域経営を進めます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 (指標の定義)	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
NPO法人数	16 団体	25 団体	35 団体
「男女共同参画社会づくり宣言」をした事業所(団体)数	13 団体	33 団体	53 団体
審議会・委員会への女性の登用率	17.5%	25%	30%
地域間交流事業への参加者 (スポーツ・文化合宿実施数) (マラソン大会参加者数)	21 団体 0 人	29 団体 6,000 人	35 団体 8,000 人
国際交流事業への参加者 (都市提携友好協会等交流事業)	768 人	970 人	1,150 人
経常収支比率	旧島田市 89.7% 旧川根町 91.4%	90%未満	90%未満
実質公債費比率	14.9%	18%未満	18%未満

## 7 - 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進

### 施策の目的

自立自助と連帯の精神に満ちた地域コミュニティの形成と市民参加による協働のまちづくりを推進します。

### 現状と課題

現在、国・地方を通じて財政は危機的な状態である上に、少子高齢化の進行や市民の価値観・生活様式の多様化などにより行政ニーズも多様化しています。行政がそのニーズすべてに直接対応することは限界があり、市民や市民活動団体とのパートナーシップによるまちづくりをより一層推進する必要があります。

本市の自治会数は旧金谷町及び旧川根町との合併や自治会再編を経て、68 となっています。自治会は、自立自助と連帯により、地域コミュニティの形成を図っていくことを目的として、隣近所の協力関係をより広げ、住みよい地域にするための活動を行い、まちづくり活動に大きな役割を担っています。

さらに、地域コミュニティ組織や市民活動団体が多様な市民活動を展開していますが、市民活動の充実を図るためには、市内に点在する公民館等を利用して、活動拠点の整備・充実を図る必要があります。

市民主役の社会を築いていくためには、市民一人ひとりが自分たちの地域の課題について関心を持ち、自ら解決に取り組むといった意識の醸成が不可欠です。そのための啓発活動に努めるほか、市民活動のけん引役となるリーダーの育成にも力を入れていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 市民活動促進の仕組みづくり

事業の企画立案の段階から市民が積極的に参画できるよう、市民活動促進のための仕組みづくりを進めます。また、市民活動団体相互の情報交換・連携の促進を目的とした交流会の開催や、NPOに関する相談会を開催するなど、多様な市民活動団体を育成し、支援します。

また、市民活動団体への情報提供や交流などを行う施設については、既存の公共施設の有効活用などの方法を検討します。さらに、市民と行政との連携・協力を円滑に進めることを目的とする中間支援型市民活動団体の育成や、よりきめ細かな行政サービスの提供が期待できる分野については、市民活動団体に行政サービスの一部を委託することにより、団体の活動の場を増やすよう取り組みます。

### 2 まちづくりを担う人材の育成（重点プロジェクト関連）

市民や市民活動団体と協働し、まちづくりを進めるとともに、まちづくり活動のけん引役となる各種・各分野のリーダーの育成に努めます。

### 3 地域コミュニティ組織の育成支援

住民が主体的に自らの地域の課題を解決し、住みよい地域づくりを進めるため、島田市コミュニティ推進協議会を通じて地域コミュニティ組織の育成支援に努めます。

### 4 地域コミュニティ施設の整備

住民の主体的な活動の拠点として、地域コミュニティ施設等の整備・充実を図るとともに、既存の公共施設の弾力的な利活用を進めます。

#### 協働のまちづくり

自治会、地域コミュニティ組織や市民活動団体と連携して住みよいまちづくりに取り組みます。

## 7 - 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成

### 施策の目的

性別、年齢などにかかわらず、一人ひとりが命の尊さ、個を尊重し、だれもが平等に活躍できる社会の実現を目指します。

### 現状と課題

本市では、人権教育啓発推進協議会を中心に小学校・中学校・高等学校への出前講座の実施等人権教育及び人権啓発を推進しています。また、人権擁護委員による人権相談や住民交流拠点として隣保館2館で、様々な活動を実施しています。その結果、人権尊重の機運は徐々に高まってきています。

しかし、近年、家族形態の多様化により、複雑な家庭環境で育つ児童が増え、虐待・非行・いじめ等家庭児童相談室の相談件数も年々増加しています。また、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」や経済的な問題などによる高齢者への虐待も増加傾向にあり、介護期間も長期化傾向にあります。こうした問題には早期発見・対応が大切であり、関係機関や地域等の協力が不可欠です。

今後も、人権意識の高揚に努め、すべての人が尊重され、だれもが自由に活動し、いきいきと生活できる社会を実現していく必要があります。

一方、人々の意識や行動、社会の習慣の中にはいまだに女性に対する差別や、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、男女平等の社会が実現されているとはいえない状況にあります。本市では、平成19年度に「島田市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年度は「島田市男女共同参画都市宣言」を行うとともに「島田市男女共同参画行動計画」を策定し、男女があらゆる分野で参画し、平等に個性や能力を発揮できる環境づくりに取り組んでいます。

今後も、市民活動団体・事業者等との連携のもと、啓発活動に力を入れ、男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 男女共同参画施策の推進

「島田市男女共同参画行動計画」に基づき、市民・事業所・行政の協働により、「互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現」を目指します。

男女共同参画について知る機会を増やすため、あらゆる機会を通じて啓発事業を進めます。特に、市民・行政・事業所のネットワークにより、「ワーク・ライフ・バランス」についての意識向上を図ります。

また、市の審議会等における女性の登用率を向上させるため、リーダー育成に努めます。

### 2 人権意識の啓発

人権思想を広め、人権を擁護していくため、人権意識の啓発と高揚に努めます。

### 3 児童・高齢者の虐待防止、ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）対策の推進

関係機関及び民生児童委員や地域等との連携を強めて虐待の早期発見に努めます。暴力を排除するための啓発活動や相談体制を充実します。

## 協働のまちづくり

人権啓発推進協議会・男女共同参画啓発推進員などにより行われている啓発活動を支援・促進するとともに、地域に根ざした活動により人権尊重意識の高揚を図ります。

### 7 - 3 公共施設の整備と適正配置

#### 施策の目的

公共施設は、地域特性、地域バランス、機能バランス、財政事情等を考慮しながら、効率的で効果的かつ適正な配置計画に基づき整備を行い、行政サービスの向上を目指します。

#### 現状と課題

本市の公共施設は、保健・医療・福祉、教育・文化・スポーツ、生活環境、産業・観光、行政サービスなど多岐にわたる分野で、市民福祉の増進に寄与してきました。

しかし、施設の中には、建設後長い年月を経過し、老朽化が顕著な施設や社会情勢の変化の中で、設置の意義が薄れ、利用率の低下した施設などが見られます。また、二度の合併を経る中で、今後は、個々の施設の機能分担や連携のあり方などを検討するとともに、民間活力によるサービス機能の向上や、市民の参加による柔軟で弾力的な運営などに取り組む必要があります。既存の施設については、耐震化を含め、適正な維持管理に努めていく必要もあります。

このような状況から、今後は、市域全体のバランスや地域特性、財政状況などを考慮して、既存施設の統廃合も含め計画的な整備を進める必要があります。

## 施策の方向

### 1 公共施設の整備と適正配置（重点プロジェクト関連）

公共的施設は、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、財政事情を考慮しながら、適正配置と整備を検討します。

また、金谷庁舎については、支所機能を持つ地域コミュニティ施設の整備状況や住民の意向を踏まえた上で、諸条件を勘案しながら、解体後の跡地に、住民福祉の増進を目的とした新たな施設整備を目指します。

さらに、島田市民病院は、開設以来 28 年が経過し、施設面での老朽化に加え、建物の耐震性などについても十分ではないことから、国の医療政策や制度の動向、市の財政事情や病院の経営状況等を踏まえた上で、新病院の建設に向けた取組を進めます。

そのほか、既存施設については、適正な維持管理に努めるとともに、合併に伴う余剰施設や市民の利活用の状況にそぐわない施設等は、市民サービスの低下を招かないように配慮しながら、運営方法の見直しや施設の統廃合、他用途への転用など、管理資産の整理を図ります。また、利用目的を達した資産や利用されていない資産については速やかに処分し、効率的な財産管理に努めます。

### 2 公共施設の効率的・効果的な設置

新たな公共施設の整備に際しては、維持管理経費等を含めた費用対効果、民間活力の導入を含めた整備手法、複合化や併設化、重複施設の統廃合、広域的な観点など、効率的で効果的な設置に向け幅広く検討します。

### 3 ユニバーサルデザインの推進

公共施設の整備にあたっては、高齢者や障害のある人、妊産婦や子ども連れなどにとって障壁がないよう、だれもが利用しやすいようなデザイン（ユニバーサルデザイン）の考え方を取り入れた整備を進めます。

#### 協働のまちづくり

既存公共施設の見直し、新たな公共施設の整備に際しては、整備検討会などへの市民の参加を促進します。

## 7 - 4 地域内外の交流の促進

### 施策の目的

国際性豊かな地域の創造に寄与するため、多彩な文化交流を推進するとともに、国内の都市や大井川流域内の市町との連携を図り、交流の活発化を目指します。

### 現状と課題

本市では、富山県氷見市、千葉県野田市、山形県山形市と都市交流を行っています。今後もスポーツ交流に加え、災害時における応援体制の一層の充実などが求められます。

また、市民の国際理解を深めるため、姉妹・友好都市提携を結ぶ米国カリフォルニア州リッチモンド市、中国浙江省湖州市、スイス連邦ベルン州ブリエンツ町のほか米国コネチカット州ハートフォード市とも、親善使節や友好訪問団の派遣・受入れなどを行っています。交流の内容は、近在の外国人とのふれあい活動や、外国語講座の開催、スピーチコンテストや使節による学校の訪問など、多岐にわたっています。

富士山静岡空港の開港により、社会経済や日常生活において外国人とのかかわりが一層深まることが予想され、国際感覚ある人材の育成が求められます。また、国際化の進展の中で、本市でも在住外国人の占める割合が1%を超え、言葉の壁や生活習慣の違いによる課題も顕在化しています。今後も市民の国際意識や国際理解を深め、外国人との共生や国際交流を促進する必要があります。

また、富士山静岡空港を活用し、県内外からも多くの来客を誘致し、スポーツ・文化交流都市としての基盤づくりを行うため、県や近隣市町村等と連携し、各種イベントを実施して、本市をPRしていく必要があります。

## 施策の方向

### 1 地域間交流の促進

富山県氷見市との市民レベルの交流を拡大するため、現在行われているスポーツ交流に加え、様々な交流機会の創出を検討します。また、氷見市以外にも災害時の応援に関する協定を結んでいる千葉県野田市、山形県山形市等との交流を深めます。富士山静岡空港の開港に伴い、国内外の交流を促進するとともに、平成 20 年 10 月に開局した F M 島田を利用し、放送エリアである大井川流域市町と地域情報を共有することにより、近隣市町との交流を一層深めます。このように、県内外の市町との交流を促進することにより、「島田市」を P R します。

### 2 国際交流の促進

市民参加・市民主体の国際交流活動の促進を図り、市民の国際理解や、国際感覚ある人材の育成に努めます。

また、合併に伴い、複数の友好協会が存在するため、今後は、一元化の推進を図ります。

### 3 スポーツ・文化交流の促進（重点プロジェクト関連）

スポーツ・文化合宿の誘致を積極的に進めるとともに、全国から参加者が集まるマラソン大会の開催を、市民との協働により「おもてなし」の心で取り組み、本市を訪れる人々との交流を図ります。

### 4 多文化共生意識の啓発

在住外国人が地域社会の一員として、協働して生活し、住民相互が多様な文化と共生していくため、意識啓発や情報提供を推進します。

#### 協働のまちづくり

富士山静岡空港や新東名高速道路を活用し、一層の国内外の都市との交流を促進するために、大規模なスポーツ・文化等の交流イベントを市民との協働により誘致し、開催します。

## 7 - 5 開かれた行政と行財政の効率化

### 施策の目的

時代の変化や行政課題に迅速かつ的確に対応するスリムで合理的な行政経営により行政サービスの向上を目指します。

### 現状と課題

日本の総人口が減少局面に転じつつある中、経済情勢や産業構造の変化、少子高齢化の進行、地方分権の進展、国・地方の財政状況の深刻化により、社会制度や行財政制度は、大きく改革されています。

また、高度情報化の進展や市民の価値観の多様化により勤労形態や生活様式も多様化し、合併に伴う行政区域の拡大による地域格差、過疎など市の行政課題はさらに複雑化、高度化しています。

国・地方ともに財政状況が厳しさを増す中、本市は二度の合併を経て、行財政の効率化の機会を一層拡大しました。

今後は、これまで旧島田市、旧金谷町及び旧川根町が培ってきた行政運営や協働のまちづくりを継承しつつ、それぞれの持つ情報を共有し、地域の課題をともに考えることが重要です。そのために、行政は必要な情報公開を行い、行政活動を市民にわかりやすく説明するとともに、効果的な行政運営に資する評価システムを整備する必要があります。

このように、スリムで合理的な行政体制を整備することにより、開かれた行政と行財政の効率化を推進し、さらに行政サービスの向上を図る必要があります。

## 施策の方向

### 1 透明性の高い行政に向けた情報公開の推進

行財政など市の取組については、広報、ホームページ、FMラジオ放送など多様な機会を通じて行政情報の公開に努めます。また、市民が行政へ意見を述べやすい仕組みづくりに努め、協働のまちづくりを推進します。

### 2 効率的・効果的な行政運営の推進

激変する社会経済状況や行政課題の変化に柔軟に対応するため、組織機構の見直しや事務事業の整理合理化を進めます。

行政サービスの提供については、行政と民間等との役割分担を明確にし、民間等の活力によって活性化、効率化が期待できる事務事業は民間等にゆだね、行政のスリム化を図るとともに、市民等との協働によって推進することが適切な事務事業については、積極的に協働関係を構築します。

既存の施策やシステムについて、事業ごと、システムごとに評価を実施し、事業等の妥当性、効率性を見極め、またその結果を公表することにより行政運営の透明性の向上を図るとともに、より効率的で効果の高い施策の展開を目指します。

また、電子自治体を推進し、特に中山間地域の市民の利便性を向上させるとともに行政運営の効率性を高めます。

### 3 人材育成の推進と組織力の強化

地方分権や社会経済状況、行政課題等の変化に柔軟に対応できる人材を育成するために、人材育成基本方針に基づいた研修計画を実践するとともに、能力と実績を重視した人事考課制度を導入し、職員の意識改革、政策形成能力等の向上を図ります。更に、多様化する市民ニーズに対応するため、専門的知識・技能を持った職員の育成に取り組みます。

また、行政組織の再編と強化を進めるために、職員の定員管理の適正化を推進するとともに、行政サービスの向上と効率化を目指します。

### 4 財政運営の健全性の確保

健全な財政運営の推進を基本とし、地方分権の進展、少子高齢化、行財政制度改革など厳しさを増す地方財政において、長期的視点から歳入増加施策を推進するとともに、限られた財源と増大する多様な行政サービスニーズとの調整を図り、適正かつ計画的な歳出に努めます。

## 5 広域行政の推進

消防防災や環境衛生の分野など広域的な課題に対応するため、周辺自治体との幅広い連携を推進します。

## 参考 財政見通し

### (1) 前提条件

この財政見通しは、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間ににおける普通会計の歳入及び歳出の項目ごとに推計しています。

また、国の地方財政制度の改革、税制改革等に留意し、平成 21 年度予算編成数値等を基礎として、これまでの実績や今後の人口推計等を踏まえ推計しています。

### (2) 財政見通し

#### (歳入)

地方税、地方譲与税、交付金

地方税などについては、これまでの実績の推移、現下の経済情勢、固定資産評価替え等に伴う変動等を見込み推計しています。

地方交付税

普通交付税については、総額抑制が続くものとし、これまでの実績の推移や算定の特例（合併算定替）を勘案し見込んでいます。

分担金及び負担金

分担金及び負担金については、これまでの実績の推移等を勘案して推計しています。

国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、これまでの実績の推移や今後の普通建設事業費及び扶助費の推移等を見込み推計しています。

繰入金

今後の資金需要等を考慮し、年度間の財源調整のため特定目的基金及び財政調整基金を見込んでいます。

地方債

地方債については、前期基本計画に係る合併特例債やその他の地方債を見込んでいます。

その他の歳入については、これまでの実績の推移等を勘案して推計しています。

#### (歳出)

人件費

人件費については、定員適正化計画を踏まえ、退職者の補充の抑制によ

る人件費の減少及び今後の共済費の推移等を見込んで推計しています。

#### 扶助費

扶助費については、これまでの実績の推移等を踏まえ、今後の高齢化の進行等を見込んで推計しています。

#### 公債費

公債費については、これまでに借入れた地方債に係る償還予定額及び繰上償還額に、前期基本計画に係る合併特例債等の償還見込額を加えて推計しています。

#### 物件費

物件費については、これまでの実績の推移等を踏まえ推計しています。

#### 補助費等

補助費等については、これまでの実績の推移を踏まえ、今後の土地改良事業負担金額等を加えて推計しています。

#### 繰出金

繰出金については、特別会計などへのこれまでの実績の推移等を踏まえ推計しています。

#### 積立金

積立金については、これまでの実績の推移等を踏まえ推計しています。

#### 普通建設事業費

普通建設事業費については、前期基本計画における主要事業を見込んで推計しています。

なお、この財政見通しは、今後の経済の動向や制度改正により、見直しや調整を行う必要が生じることが予想されます。このような場合は、実施計画により対応していきます。

## 1 歳入

(単位：百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
地方税	14,060	13,816	13,945	13,606	13,735	69,162
地方譲与税	403	403	403	403	403	2,015
利子割交付金等交付金	1,468	1,423	1,423	1,423	1,423	7,160
地方交付税	4,474	4,492	4,277	4,314	4,363	21,920
分担金及び負担金	529	530	530	530	530	2,649
使用料及び手数料	480	480	480	480	480	2,400
国庫支出金	3,709	3,500	3,500	3,500	3,500	17,709
県支出金	2,191	2,100	2,100	2,100	2,100	10,591
繰入金	1,835	580	478	453	453	3,799
地方債	3,605	3,505	2,406	2,692	2,531	14,739
諸収入・その他	2,078	1,696	1,696	1,696	1,696	8,862
歳入合計	34,832	32,525	31,238	31,197	31,214	161,006

## 2 歳出

(単位：百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
人件費	7,517	7,499	7,248	7,139	7,128	36,531
扶助費	4,098	4,303	4,303	4,303	4,303	21,310
公債費	4,351	4,218	4,378	4,365	4,379	21,691
物件費	5,169	5,135	5,142	5,162	5,142	25,750
維持補修費	244	242	242	242	242	1,212
補助費等	2,924	2,781	2,974	2,968	2,954	14,601
繰出金	3,133	3,029	3,139	3,249	3,359	15,909
投資・出資・貸付金	3	3	3	3	3	15
積立金	12	10	8	7	7	44
普通建設事業費	7,381	5,305	3,801	3,759	3,697	23,943
歳出合計	34,832	32,525	31,238	31,197	31,214	161,006